

第二百一十一回国
参議院經濟産業委員会會議録第十六号

令和五年六月十三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月八日

辞任

上月 良祐君

滝波 宏文君

磯崎 哲史君

六月九日

辞任

宮沢 洋一君

田村 まみ君

六月十二日

辞任

里見 隆治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

補欠選任

宮沢 洋一君

越智 俊之君

田村 まみ君

補欠選任

小林 一大君

磯崎 哲史君

補欠選任

安江 伸夫君

吉川 沙織君

青山 繁晴君

石井 正弘君

中田 宏君

田島麻衣子君

石井 章君

越智 俊之君

太田 房江君

片山さつき君

北村 経夫君

小林 一大君

長峯 誠君

松村 祥史君

村田 亨子君

森本 真治君

国務大臣

経済産業大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

厚生労働省大臣官房高年齢・障害者雇用開発審議官

経済産業省大臣官房審議官

経済産業省大臣官房審議官

中小企業庁長官

中小企業庁次長

中小企業庁事業環境部長

株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長

参考人

関根 正裕君

恒藤 晃君

門松 貴君

角野 然生君

飯田 健太君

小林 浩史君

堀井奈津子君

山口 秀樹君

長峯 誠君

西村 康稔君

猪瀬 直樹君

磯崎 哲史君

岩渕 友君

平山佐知子君

石川 博崇君

安江 伸夫君

本日、の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川沙織君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、滝波宏文君、上月良祐君及び里見隆治君が委員を辞任され、その補欠として越智俊之君、小林一大君及び安江伸夫君が選任されました。

○委員長(吉川沙織君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省大臣官房高年齢・障害者雇用開発審議官堀井奈津子君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉川沙織君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川沙織君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長関根正裕君を参考人として出席を求めるとに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉川沙織君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川沙織君) 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中田宏君 おはようございます。

今日一日、是非皆さんと一緒に議論をしてみたいと思いますが、まず早速ですが、商工中金法改正についてですね、政府保有株について西村大臣にお伺いをしたいと思います。

現在のところは、商工中金の議決権株式、その株主資格は、政府のほか、中小企業組合やその構成員などに規定をされています。政府が四六・五％を保有しているわけですが、改正案ではその対象から政府を削除するという事になってございます。

今回、再生支援が必要となる地域の中核企業が増加する中で、この改革によって商工中金が再生企業への出資機能を拡充して再生支援のノウハウを思う存分発揮することが重要だというふうに考えるわけですが、その際、従来の半官半民の組織から政府保有株を売却をして民の組織へと移行して、民の発想と自立したガバナンスの下で質の高い支援を行っていくべき、そう考えます。

については、政府は、法案成立から二年以内に政府保有株を全部売却するという方針でありますけれども、これ一体どういうふうに政府保有株を売却していくのかという観点についてお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(西村康稔君) おはようございます。よろしく願います。

現在、政府は、商工中金株式の四六・五％に当たる一千十六億円を出資をしておりますが、その株式につきましては、国会での御審議を、今御審議いただいておりますこの改正法案が成立した暁には、公布から二年以内に全部売却する方針であります。

この二年以内という年数は、政府の検討会におきまして政府保有株式の全部処分も含めた今回の改革を今行うべきであるという意見で一致する中、政府保有株式の売却方法の決定や手続などに一定の期間が必要となります。過去の例を見ますと、日本アルコール産業株式会社など幾つかの例を見ますと、過去の非上場株式の売却に要した期間も踏まえ、二年ということを設定しております。

足下、財務状況に問題のない商工中金の主な取引先の利益剰余金を含む自己資金、自己資本は二〇一五年比で一・五倍になるなど、取引先の株式購入余力は増加をしているところであります。また、この改革を議論した検討会におきましては、株式を購入、株式の購入意向を表明する経営者もおります。改正法案が成立すれば、株主資格を有する者に対して積極的に情報提供を行っていく方針であります。

さらに、中小企業のための金融機関という根幹を変えない範囲において株主構成の多様化を図っていきたいと考えております。具体的には、全国中小企業団体中央会から株主資格を付与してほしいとの要望を受けておりますし、保有株式を処分するまでの間に、中小企業団体中央会、商工会議所、日本商工会議所、また商工会、商工会連合会などの中小企業を支援する機関も株主資格の対象とする政令改正を行うことを検討しております。

これらの取組によって、中小企業組合等による株式の購入を最大限促進していきたいと思っております。

なお、これまでの政府系機関の株式売却に関しまして、例えばNTT、JT、日本郵政につきましては、その政府保有株式の売却に際して自社株買いも実施しているものと承知しております。こうした前例を参考にすれば、中小企業組合等による株式購入を最大限促進してもなお万が一中小企業組合等だけでは政府保有株式の全部を引き受けることが困難な場合には、商工中金が自社株買いを行うことも選択肢になるというふうに考えております。

す。

ただ、仮に商工中金が自己株、自社株買いを行う場合にあっては、購入したこの自己株式について、売却することはせず、随時中小企業組合などに売却していくことを想定しております。

いづれにしても、具体的な売却のスキームなどにつきましては、他の政府保有株式の売却事案と同様に、この改正法案が成立をいたしましたら、財政制度等審議会国有財産分科会における審議を踏まえて具体的に決定されることになりました。

○中田宏君 かなり詳しく御説明をいただきましたけれども、是非、お聞きをされていてそれでいいというふうにも思ったわけでありまして、適切に売却を進めていただきたいというふうに思っています。

さて、今日は商工中金の関根社長にもお越しをいただいておりますので、商工中金の今後について具体的に幾つかお話を聞きをしたいというふうに思っております。

商工中金が公表している二〇二二年から二〇二四年の三か年にわたる中期経営計画、これを私、見ました。そこに書いてある言葉をそのまま引用しますと、私たち、商工中金ですね、商工中金が実現したいこれからの社会の姿として、二〇三〇年の社会、中小企業には、人口減少とサステナビリティという大きな環境変化により新しい社会、経済システムの構築が求められているというふうに記されています。中小企業の脱炭素経営支援などに取り組むという、そうしたこと、これを意味しているというふうに考えます。

今国会でGX推進法、この経済産業委員会であり議論をしました。私は西村大臣にも中小企業のGXに対して支援を強く求めたわけでありまして、けれども、商工中金自身はこれまで中小企業のGXに対してどのような情報提供やノウハウ面からの支援を行ってきたのか、また、従来の半官半民の組織から政府保有株式を売却して民の組織へと移行することによって中小企業に対する支援の更なる促進を期待をしたいというふうに思っているわけですが、いかがでしょうか。

○参考人(関根正裕君) 本日一日、よろしくお願ひいたします。お答えいたします。

まず、社会全体のカーボンニュートラルの動きの中で、中小企業のGX支援はますます重要になってきていると認識しております。経営資源が限定的な中小企業では最初の現状分析の段階でつまづくことも多いことから、商工中金では、まずCO₂の可視化による現状分析支援を行った上で、具体的な削減ロードマップ、計画策定支援などを行うことで中小企業の脱炭素の実現に向けた一気通貫のサポートを行うコンサルティングサービスを行っております。

具体的には、例えば自動車シート関連業者に対して、大手完成車メーカーからの脱炭素化要請を見越して商工中金がCO₂排出量の可視化と計画策定、そしてSBT認証取得を支援した事例が出てきております。また、二〇二二年七月よりポジティブ・インパクト・ファイナンスにも取り組んでおり、二〇二二年度、三十九件、百一億円の実績を上げております。

このようなGXの支援の取組は、まさに当金庫の強みである伴走支援と事業性評価を生かすことができ、全国ネットワークによりノウハウの横展開をしていけるものと考えております。今後も、このような当金庫の強みを生かしつつ、また地域金融機関と連携、協業しながら、より広範に困難を極める中小企業の解決に取り組んでいく所存でございます。

○中田宏君 ここから先、より具体的に私ちよっとお聞きをしたいと思うんですけど、Jークレジットについてはなんですね。これ、Jークレジットとは何か、御承知の方ばかりだと思いますけれども、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用によって温室効果ガスの排出削減量並びに適切な森林管理による温室効果ガスの吸収量、これをクレジットとして国が認証している、それがJークレジット制度であります。

私は、中小企業のGXを今後推進するに当たっては大きなビジネスチャンスにこれつながっていくというふうに考えます。そういう意味で注目をしているわけですが、実はこれ、国が打ち出して、もう既にスタートしているんだけれども、まだまだ取引量が少ないというのが現状であります。

東京証券取引所では、昨年の九月から今年の一にかけて、Jークレジットを対象とした取引所取引を試行的に実施をしました。この結果というのも、私、既にお聞きをしました。本年度には、この実証の、試行的に実施をしたその結果を受けて、是非市場の立ち上げを目指すというふうに聞いております。

こうした中において、商工中金ではJークレジットに関する支援を行ってきた実績というのは、今まで、これまであります。

○参考人(関根正裕君) お答えします。

Jークレジットに関する支援実績としましては、例えば、土木工事を営む事業者が地域の企業とともに事業協同組合を設立し、Jークレジット創出に取り組み、クレジットの売却で得た資金で森林整備に還元していくことを目指すプロジェクトを当金庫が支援しているという事例がございます。

一社一社では規模が小さい中小企業が単体でJークレジット創出に取り組むことは負担も相応にあり、このように集団化してGXに取り組んでいくことの意義は大きいと考えており、中小企業団体中央会のつながりや組合金融にノウハウを有する当金庫の差別化された機能が生かせると考えております。当金庫の全国ネットワークも生かしつつ、今後このような事例を横展開してまいります。

○中田宏君 結論としては、今まで支援、扱ってきたという実績はあるということだったわけですが、今回、商工中金の業務範囲などの拡大によって全国ネットワークの強みを生かすというのも今答弁の中にありましたけれども、Jークレ

ジットの相対取引の仲介であるとか中小企業の導入、取引相談の実施であるとか、あるいは、私は第三者認証の業務や役割の実施などもＪークレジット拡大の推進役をこれ担っていく上において商工中金、どんなやつていけるんじゃないのかなというふうに考えております。

まさに、こういうこともやっていいよという、業務拡大できるわけですから、是非、脱炭素、これは我が国にとって極めて大事であり、そして政府も法律を更にこれ作って推進をしていこうとしている。ある意味これから先ネットになってくるのは中小企業ですよ。大企業は言われなくてもやっているわけですね、ある意味で、マーケットの評価にさらされるという意味において。

その意味では、この中小企業を取り組んでいくという、このことに商工中金、まさにビジネスチャンスでもあり、我が国の方向性と合致をしていく大きなこれはやりがいのあるところじゃないのかなと、こう考えて、提案含めてお伺いをしたいと思います。

○参考人(関根正裕君) 中小企業支援の現場では、中小企業の皆様がGXに取り組む中で、Ｊークレジットを購入しオフセットしたいというニーズが出てくるということを確認しております。Ｊークレジット制度の利用、ニーズの広がりも認識しているところでございます。

当金庫としては、CO₂可視化等の支援、拡大された業務範囲も生かしたGXに取り組む中小企業への出資、融資支援、Ｊークレジット創出に取り組む中小企業の皆様の支援、全国ネットワークを生かした有効事例の横展開、Ｊークレジットに係る相談対応等で中小企業の皆様のGX支援、Ｊークレジットの活用促進、拡大にも貢献してまいりたいと考えております。加えて、Ｊークレジットニーズの拡大に応じて、更なるＪークレジットの活用促進、拡大に向けた貢献策も検討してまいりたいと考えております。

○中田宏君 是非取り組んでいただきたいと思

民間になるんですけれども民業圧迫というような言われ方をされかねない部分もある中において、この今私が言ったことについては全然これ圧迫にもならず、むしろ全国ネットワークを生かして商工中金だからできるという、そういう分野だと思ひますので、私は期待をしたいというふうに思ひます。

それでは次に、中小企業信用保険法について、特に経営者保証についてお伺いをしたいというふうに思ひます。

経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速に向けて、改正案では無担保保険などにおいて経営者保証を徴求しない要件を限定することとしており、この要件を満たす場合には、経営者保証の機能を代替する手法として、中小企業政策審議会金融小委員会において〇・二五％を目安とするなど、信用保証料率の上乗せによって経営者保証を解除できる制度を創設する方針が二〇二二年十二月策定の経営者保証改革プログラムにおいて示されています。

これ、二〇一四年の二月に経営者保証に関するガイドラインの運用が開始されて九年たっているわけですが、経営者保証に依存しない新規融資の割合は改善傾向にはあるわけですが、二〇二二年度上半期の時点で民間金融機関及び信用保証協会の割合はいまだ約三割という、一言で言えば低水準にとどまっていると思ひます。

その要因として、経営者保証に関するガイドラインの要件の曖昧さが指摘もされています。事業者個々の状況は踏まえ、これは当然のことなんでしょうけれども、要件の具体化には限界がある、それも分かっているわけですが、経営者保証に関するガイドラインの要件を満たすほど信用力が高い事業者に対してもですね、経営者に対してはですね、信用保証料の上乗せによる解除が求められるというようにないかというようにいかなければいけないと思うわけですが、金融機関などを監督するとともに、制度活用意向を持つ中小企業に

対しての制度の周知徹底、これもつと取り組まなければいけないと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(西村康稔君) 御指摘のように、信用保証協会では既に、法人、個人の資産分離とか、あるいは財務基盤の強化であるとか、あるいは経営の透明性確保といった経営者保証ガイドラインの要件を満たしている場合には保証料を上乗せすることなく経営者保証は求めない取組を行っております。今後もこの取組は継続することとしております。

他方で、今回、法改正により整備をいたします新しい信用保証制度におきましては、これまでの経営者保証ガイドラインの要件よりは緩和した要件を設定いたします。財務状況によって異なりますが、〇・二五％又は〇・四五％の保証料の上乗せを前提に、経営規律などに関する一定の要件を満たせば信用保証協会は経営者保証を求めないこととするものであります。

こうした趣旨、制度内容、御指摘のようになかなか周知がされていない部分もありますので、信用保証協会はもちろん、中小企業や金融機関などの関係者に周知するとともに、経営者保証ガイドラインの要件を満たす中小企業に対しては保証料の上乗せを求めないとの取組を継続することも含めて、そして新しい仕組みも含めてですね、信用保証協会をしっかりと監督をしてまいりたいというふうに考えております。

○中田宏君 上乗せする信用保証料率については、中小企業政策審議会の金融小委員会において〇・二五％、先ほど申し上げたとおり、これを目安とすることが示されていますが、この率について事業者や金融機関の受け止めはどうかということ、それから、改正案では、経営者保証を徴求しない要件を規定するにとどまって、上乗せする信用保証料率の在り方などについての具体的な制度設計は今後検討するということになっていますけれども、どのようなスケジュールで検討を進め、いつから制度を利用できるようにするのかと

いうことについて、併せてお聞きをしたいと思ひます。

○政府参考人(角野然生君) お答えいたします。まず、料率の件でございます。

今回の法改正により整備する新しい信用保証制度は、〇・二五％等の保証料の上乗せを前提に、経営規律等に関する一定の要件を満たせば信用保証協会は経営者保証を求めないこととしているものでございます。

この上乗せにつきましては、昨年九月以降の中小企業政策審議会金融小委員会における議論を踏まえたものでございまして、議論の中では、委員から、〇・一％から〇・二五％程度であれば事業者も受け入れられる割合が高いのではないかと、あるいは、保証料の上乗せという一定のコストを負担することには異存がない、こういった意見がございました。また、中小企業関係団体からも、事業者の全体的な負担感に加え、信用力も加味した保証料率を設定いただきたいといった意見も頂戴し、それらも踏まえて具体化したものでございます。

他方で、保証料の上乗せ幅につきましては、金融庁のアンケートによれば、経営者保証解除のために許容できる金利引上げ幅は〇・一％から〇・二五％と回答している事業者が四七・六％と最も多いこと、〇・二六％以上の引上げを許容できると回答した事業者の割合は、債務者区分が低くなるほど若干ではありますが増加すること、そして、民間ゼロゼロ融資では経営者保証を求めない場合の保証料の上乗せ幅が〇・二％と設定したことを踏まえまして、〇・二五％を一つの目安として、債務超過等の場合には〇・四五％とするところを検討しているところでございます。

いずれにしても、本制度については、中小企業政策審議会金融小委員会御議論いただく中で、引き続き審議会等の中で検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、スケジュールでございますが、本制度の詳細な制度設計につきましては、この法案が

成立となりましたら、関係者ともコミュニケーションを取りながら、引き続き中小企業政策審議会金融小委員会等の場で具体的な検討を進めていき、二〇二四年度から、令和六年の四月からの運用開始を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

○中田宏君 これで終わりにしたいと思いますが、けれども、経営者保証の問題、これはもう日本の金融の長年の課題というふうに言えるわけでありますから、是非、よりですね、今私も、そして答弁にもあった方向で、それが少なくなっていくように皆さんのこれからの取組を進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○越智俊之君 おはようございます。自由民主党の越智俊之です。

本法案に対して、今日も中小企業・小規模事業者支援の立場から質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、総論でございます。

帝国データバンクの調査によると、コロナ融資後倒産がこれまで七百件以上、損失総額で四百三十三億円発生しており、特に二〇二三年に入ってから四か月連続で四十件以上となるなど、倒産ペースが加速しております。

こうした中、民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度、いわゆるコロナ借換え保証について、民間ゼロゼロ融資等から借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応し得る制度として、経営改善に粘り強く取り組む事業者による積極的な活用が期待されているところですが、二〇二三年一月の制度開始以降、どの程度活用されてきているのか。また、その効果を政府としてどのように認識して、また、事業者からこの間の運用状況についてどのような評価が示されているのか。さらに、民間ゼロゼロ融資の返済開始時期が二〇二三年七月から二〇二四年の四月に集中されると予想される中、条件緩和を受けないと返済が難しいなど、増大する債務に苦しむ中小企業・小

規模事業者の収益力改善や事業再生等を今後どのように支援していくお考えなのか、お聞かせください。

○政府参考人(角野然生君) お答えいたします。まず、御指摘のコロナ借換え保証制度についてでございます。

本年一月からこの借換え保証制度開始いたしました、民間ゼロゼロ融資の返済本格化を迎える中、借換えにより返済期間を長期化させ、その間に収益力改善を支援しているところでございます。これまでに約四万四千件、一兆一千億円の借換え申込みを承諾しているところでございます。本制度を利用した事業者からは、返済負担の増加を抑えつつ長期返済の運転資金を保証協会に支援していただき、非常に有り難かったといった声をいただいているところでございます。

民間ゼロゼロ融資の返済開始時期は本年七月以降に集中することが見込まれておりまして、引き続き、本制度をしっかりと広報して活用を促してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、収益力改善を図るに当たっては、事業再構築などの前向きな取組の促進も重要でございます。このため、事業再構築補助金に加え、販路開拓などを支援する持続化補助金などを通じて、コロナの影響が残る中小企業への支援をきめ細かく取り組んでいるところでございます。

それでもなお増大する債務に苦しむ事業者の方々には、個別の事案に応じ、債務圧縮や減免等を含む事業者の再生支援が重要でございます。各都道府県に設置されております中小企業活性化協議会が収益力改善や再生計画の策定を支援し、これまで支援した再生計画のうち約一六％は債務圧縮や減免を実現したところでございます。

こうした再生支援について、官民の金融機関や商工会を始めとする支援機関が総力を挙げて取り組むため、本年四月より金融庁などとも一緒に全国説明会を開始しているところでございます。引き続き、コロナ禍からの脱却を目指す中小企業・小規模事業者に寄り添った支援を進めてまい

ります。

○越智俊之君 ありがとうございます。コロナ禍の中、政府として様々な対策をしていただいたことに対して、まずは心から感謝申し上げます。

これから商工中金さんへの質問ですが、やはり、様々な、コロナ禍からの脱却、コロナ禍から新しいチャレンジをするためにいろんな事業再構築に取り組む事業者いらつしやいますけど、やはり、現実、なかなか再構築したくてもできない事業者がいらつしやいます。

こんな会社があります。この会社は地域の衣料品を製造する、衣料品を特殊な加工する会社でして、従業員、社長も入れて七名、済みません、七名と一名で八名の会社です。地域の事業者として一生懸命頑張っていたんですが、実はこの会社、まづ二〇一八年に不渡手形がありまして、一千万円の不渡手形の連鎖倒産をしてしまった会社でございます。連鎖倒産して、当時銀行の借入れの連帯保証人であった社長本人、そして社長の奥様、そして社長の父親、三人が連帯保証しておりました、当然、自己破産しました。

再起を図るために、母親、お母様が社長、代表を務めていざ再スタートという形になったやさきにコロナがやってまいりまして、本当に苦しい状態でした。ここで、やはりコロナゼロゼロ融資を借りようと思つて日本政策金融公庫に母親が、代表である母親が一千二百万円の申込みをしたんですけれども、その申込みは減額されて六百万円だということになりました。さらには、母親、代表である母親の、当然、経営保証、連帯保証も取ることになりました。

この六百万円を借りて、このコロナ禍で、まあ二、三年ですよね、ずっと苦勞して、ぐっとこらえてきたこの衣料品の会社は、実は新しい技術を持っておりまして。その技術というのは、ちょっと複雑な説明になるので省きますけれども、とにかく新しい新技術で、これは何に使えるかという

と、寝具、布団に使える技術でした。しかも国際特許も取れるような技術でした。

つまり、今までファッショから新しい事業の寝具という業界へシフトチェンジといいますが、いわゆる事業再構築ができるということで、よし、これがチャレンジだということで事業再構築補助金という制度にチャレンジをして、一生懸命申請書を書いて申請をしたわけです。三千万円以下の補助金の申請でしたから、当時はまずは採択はされたようです。

でも、今度、採択されて今度は交付申請になるじゃないですか。交付申請をしようとしたときにできなかったんですね。それはなぜかというと、この補助金の性質は、三分の二が補助金になります、そして三分の一は自己負担が、多くが銀行からの、金融機関からの借入れによって自己負担をカバーしていく、そういう制度だと思えますけれども、やはりこの財務内容の問題からこの会社は三分の一の融資を受けられないことが判明して、やむなく交付申請を諦めたという事例もあります。

本間に、私その話を聞いて、本当残念だな、本間にいける事業家になんというふうに通つた覚えもありますし、これはやはり、金融機関は、当然、融資をするとか何かしらの形で回収をすることを考えなければいけないと思います。でも、その回収方法は、しかも融資の是非、融資するかどうかは、その回収も含めほとんどが、多くがバランスシートに重きを置いて融資を判断するんだと思つています。

でも、先ほどの話でも、公庫ですら一千二百万円の融資を減額六百万円されて、さらには個人保証を取られる。そしてまた、特に民間金融機関は一〇〇％保証であつても融資を行つただけない場合が多々あります。一〇〇％保証ということでは、銀行そのものが、もし回収できなかったとしても直接的に銀行にダメージを受けることはないんですが、やはり現実として何かしらの理由で融資が実行されないということがあります。恐らく、私は、人事評価において、その銀行内の人事

評価の問題もあると思っておりますが、実際として行わないところがあります。

これから、アフターコロナに向けて地域の事業者さんが新しくチャレンジをしていく、事業再構築などでチャレンジをしていくときに、是非とも、この融資の判断で、バランスシートだけじゃなくて、未来の事業計画、これはもうチャレンジとかその内容とかの中身ですが、に重きを置いて融資実行の判断をしていただきたいと思いますし、この金融機関の職員さんに対しても、この新しい、済みません、この厳しい局面の事業者さんがこれから頑張るんだと、新しい事業にチャレンジしていく皆さんにしっかり寄り添って、そしてブラッシュアップして事業計画一緒に作って、それが成功したときが最も高い人事評価になるような会社の体制づくりを是非ともしていただきたいと心から思っています。

商工中金さんは、今回の改革によって政府保有株式が売却されてより民間に近い金融機関になると思いますが、引き続き、雨の日に傘を貸してくれる、そして中小企業・小規模事業者に寄り添った存在であってほしいと思いますし、職員の皆様におかれましては、そのことに十分配慮して、意識を持って、地域を支えてくれている中小企業・小規模事業者の皆さんに寄り添って支援をしていただきたいと思っています。

加えて、今、なかなか民間金融機関では、一回倒産して、一回失敗した経営者が立ち直ろうとしてもなかなか再スタートできない状況であります。今回、コロナ禍でやはりどうしても難しく、一旦閉じた会社も、会社経営者も、新しくスタート、頑張ろうと思っている経営者もいると思います。是非とも、その方々に対する、再チャレンジを図る経営者に対しても商工中金さんは是非寄り添っていただきたいと思います。

今後の商工中金さんの経営方針と、その方針を職員の皆様に浸透させる方策について、是非とも関根社長のお考えをお聞かせください。

○参考人(関根正裕君) ありがとうございます。

お答えします。

まず、私も、経営方針ということでございますが、商工中金は、昭和恐慌時の中小企業の皆様の運動から生まれた当金庫でありまして、雨の日に傘を差す、中小企業に寄り添った姿勢、セーフティーネット機能の発揮は商工中金設立以来の存在意義と認識しております。

こうした中小企業に寄り添う姿勢は、再チャレンジ等に取り組み中小企業にも同様でございます。例えば、民事再生手続を行った中小企業に対して、ビジネスモデルや内部環境や外部環境分析、そして民事再生に至った経緯と解消状況、今後の収支見通しなど、精緻な事業性評価の結果、その後の設備投資の際にネックとなる民事再生債務のリファイナンス融資を行ったという事例もございます。

また、昨年には、こうした中小企業に寄り添った姿勢を商工中金の行動原理として明確にすべく、企業の未来を支えていく、日本を変化に強くするをパーパスとする企業理念を制定いたしました。さらに、来週の株主総会で、商工中金の定款にこのパーパスを規定する予定でありまして、経営方針より根源的なDNAとして、将来にわたるぶれない組織における共通の価値観として根付かせることを徹底していきたいと考えております。

具体的には、全ての本部と支店で少人数のチームをつくり、職員が、職員全員が参加するワークショップを開催しております。このワークショップでは、商工中金のパーパスを踏まえて職員一人一人がマイパーパスを策定することなどにより、パーパスの浸透、徹底を図り、中小企業・小規模事業者の常により寄り添い続けてまいる所存でございます。

○越智俊之君 関根社長、ありがとうございます。是非とも、引き続き中小・小規模事業者支援のほどよろしくお願いいたします。

続いて、時間の関係上飛ばさせていただきますけれども、経営者保証についてお話しさせていただきます。これは、経営者の保証とあと二重徴求

の話も併せて質問させていただきたいと思っております。

ちよつとまた事例といいますが、こんな会社がありますというのをしやべらせていただきますけど、十数年前に遡ります。これは建設業の話です。従業員五十人ぐらい、まあ中堅といえます、まあ中小企業ですね、の土木、地域密着型の土木建設業の話ですけど、この会社は、やはり中小企業でも小さめの中小企業ですので、やはり元請さんから仕事をもらってそれで利益を上げているというような会社ですけども。その会社、会社というよりは、もう建設業そのものが、十何年前、そのもつと前からその建設予算というのがずうつと目減りをしていった頃でした。でも、その中でも、元請さんというのは必ず一定の利益を確保しながら下請さんに発注するものですから、下請体質のその土木建設会社は苦しい状態がずうつと続いております。

でも、何もしていないわけではなくて、新しい技術を活用して少しずつ地域密着から全国展開を新しい技術、特殊な工法でしていくような会社でした。また、さらには、二〇〇九年から八年にかけて、政府のコンクリートから人へというようなことも出てきましたけど、そんな急な取りに付いていきません。ですから、それにもうあたふたしながら何とか耐えしのいでいたんですけれども、とどめのように東日本大震災が二〇一一年三月にやってきました。

そのときに、もう自転車操業の状態のその建設会社は、もうさすがに売上げが上がらなくなつて、いわゆる出来高が上がらなくなつて、もう売上げが上がらなくなる状態になるし、まあなつていました。その会社は実は手形を振り出していた会社でしたから、もう、ちよつとやばいと、次の何月何日までにはこの手形が、売上分で手形を決済できない、これどうしようかということで金融機関に相談を行ったわけです。その手形の決済分を貸してくださいという相談をしましたが、まあ

財務内容悪いんで貸せませんというふうに言われました。

しょうがないから、もうこれはもう民事再生手続をするしかないということで裁判所にも行つて、これで受理してもらえらうところまでいったことを聞き付けた銀行に呼ばれて、じゃ、貸してやるよということで、その手形決済分だけですよ、手形決済分だけ貸す条件が、あんなのところ息子いただろうと、専務やっっているんだらうということで専務も呼ばれて、そこで、じゃ、この手形決済分の融資をする代わりに条件があると、当然、この決済分の融資金額プラスこれまでの長期、短期含めた全ての金額の保証も、社長であるあなたと息子のこの子が、両方経営者保証、いわゆる連帯保証をすればこの手形決済分だけは貸してあげるというふうな状況があったそうです。

息子さんも、まあひどいことをするなというふうに通つていたと思えますけれども、やっぱり雇用を維持しなきゃいけないというのと絶対にこれから脱却して持ち返すんだという気概の中でその連帯保証にサインをしたんです。それはでもいつかときの借りたお金ですから自転車操業には変わりなくつて、そこから、例えばできるだけ元請さんから現金をもらつて、取引会社、仕入先には手形をもらつてもらつて何とか回しながら、そしてまた新しい技術を商工会に相談して、経営革新を取って展開していったり、あるいは東日本大震災の復興需要をお願いして何とか仕事をもらつたりをして、親子二人三脚で何とかその場を耐え忍んで、今は順調にいついていらいすけれども、よく考えたら、そのとき二重徴求をされていたわけですね。

これで、もしその会社が潰れていて、その二人ともが自己破産していたら、本当に次立ち直ろうと思つてもなかなかできないわけですよね。ですから、そのことをこの今日の質問のときに思い出して公庫の話をさせていただこうと思つたんですけど、やっぱり二重徴求つてもう絶対にあつては

ならぬことだというふうに思っています。

今、質問の内容、今から質問をしますけど、一つは、事業承継ということに対しては、今は新経営者と旧経営者の二重徴求がやっちゃ駄目だというふうになっていると思います。そのことについて、今現状どうなっているのか、また、事業承継関係なく、AさんとBさん、単純なる二重徴求が今現在行われているのであれば、それが今一体どのくらいなのか、もし調べていたら教えてほしいと思います。

あともう一点加えて、続いて質問しますけど、先ほど中田委員からありましたけれども、経営者保証に対するガイドラインが二〇一一年、二〇一四年か、の二月にできてもう九年がたとうと思っておりますが、民間金融機関、そして信用保証協会ではまだ、失礼しました、三割、そして政府系金融機関で五割、これが経営者保証に依存しない新規融資となっております。また、今でも経営者保証というのは、中小・小規模事業者で七割の事業者が経営者保証を出している。これは二重徴求じゃありませんけれども、出しているという事実があります。

このことに対し、政府として、これまでの政策の効果と、これをどのように分析、評価しているのかを併せてお聞かせ願います。

○政府参考人(小林浩史君) お答え申し上げます。

まず、委員から特に承継時二重徴求のお話ございました。

事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくということで、二〇一九年には旧経営者と後継者の二重徴求の原則禁止といった事業承継に焦点を当てた経営者保証ガイドライン特則というものを策定しております。これが二〇年の四月から運用を開始しております。これが二〇年の四月から運用を開始しております。その取組を実施する過程で、例えば民間金融機関においては、この事業承継時に経営者保証を二重徴求する案件は、一九年度の一三・一％から二〇二〇年度上期には三・五％まで減少しているところでござ

います。今回の法改正により、あつ、失礼しました、二〇二二年度、三・五％まで減少しております。

今回の法改正で整備いたします保証制度として、一定の要件を備えた事業者については保証協회가保証人による保証を徴求できないようにするというところでございますが、これは事業承継時に限らず、また会社の代表者のみならず、取締役の保証についても取らないという対象になるものではないです。

それから、こういったものを含めて、これまでの経営者保証ガイドラインというものでどういう効果があったのかということのお尋ねでございます。

まさに二〇一四年度にこのガイドラインが始まりまして、政府系金融機関については、当時一九％この保証を取らないというものの率でございましたが、二一年度時点では四七％になっております。民間金融機関においては、同じく二〇一四年度に一二％だった保証を取らないという率が、二一年度については三〇％まで増加してきております。

しかしながら、コロナ禍の立ち直りやアフターコロナの成長に向けて、創業や積極的な設備投資をするという意味ではまだまだ足りないということで、昨年十二月に経営者保証改革のプログラムを策定しております。その中では、創業時の経営者保証を不要とする信用保証制度を三月から開始してございます。四月からは、金融庁が、監督指針の改正を通じて金融機関による経営者保証の保証徴求手続を厳格するといった取組をしてきております。

他方で、委員からも御指摘のように、まだ三割であるということでございますので、それをもう一歩進めるといって、今回、〇・二五％といった保証料の上乗せと、経営規律に対する一定の要件を満たした経営者からは保証を徴求できないようにする信用保証制度というのを整備すべく、今こうして国会で御審議いただいているところ

でございます。

それから、こうした制度をつくっていくことによって、先ほどの後継者だったり、それから別の取締役だったりする方のお話に少し戻りますけれども、これ大体、その信用保証が付いている融資というのは平均四年程度でございますので、こういったものの融資の借換えのときには、そのタイミングで新しいこの保証を付けない信用保証制度というのを使うように切り替えていくというのをやっていってほしいというのが今回の思いでございます。

委員お尋ねの、事業承継時に関係なく取締役などのぐらい二重徴求があったのかということについては、少し、数字ございませけれども、こういった今申し上げたようなことでしっかりとそのあらゆる局面での経営者保証を外していくというものをしっかりと進めていきたいと考えてございます。

○越智俊之君 ありがとうございます。

本当に二重徴求は絶対にあってはならぬことだと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたしますし、保証人制度についてもよろしく願いたいします。

最後に、短く大臣にお聞かせ願いたいと思えます。

ゾンビ企業という言葉が乱暴に、簡単に言う人がいると思いますが、中小企業・小規模事業者の中でも大いに未来のある事業者はたくさんいると思います。その方々がこれからチャレンジをしていく中でも、やはり金融機関の温かい支援、必要不可欠だと思います。商工中金さんはこの事業者に対してラストリゾートであり続ける存在であってほしいと思います。西村経済大臣の決意を一言お願いしたいと思えます。よろしくお願いたします。

○国務大臣(西村康稔君) まさに日本のこの経済は中小企業の皆さんにお支えをいただいております。それぞれの地域で地域経済を支え、また雇用を守り、またいろんな挑戦も地域で厳しい中でも

しておられる。そういった取組を、商工中金はまさに中小企業のための金融機関として今後もその取組をしていく。これまで、政府の株式保有があつたがゆえに何となく甘えがあつたり、親方日の丸的な甘えもあつたんだと思いますので、そういったことなく、まさに中小企業のために更に努力をし、一歩踏み込んでもらう。

全国にネットワークがあります。再生のノウハウもあります。しかし、各営業支店がいつぱいあつて、そこに営業する人がたくさんいるわけではありませので、むしろ地域の金融機関と連携をして、それぞれの特徴を生かしながら地域の中小企業を支えていく、そして成長を応援をしていく、そうした存在であり続けてもらいたいと思えますし、そうした改革を我々もしっかりと見ていきたいというふうに思います。

○越智俊之君 ありがとうございます。質問を終わります。

○村田享子君 おはようございます。御安全に。立憲民主党の村田享子です。

本日は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の審議ということで、二つの今回法律案が審議をされるということなんでしょうけれども、この中小企業信用保険法と商工組合中央金庫法がセットで前回改正されたのはいつになるでしょうか。

○政府参考人(小林浩史君) お答え申し上げます。

中小企業信用保険法と株式会社商工組合中央金庫法をいわゆる束ね法案としてセットで改正いたしましたのは二〇一五年の第百八十九回国会でございます。株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案として提出させていただきまして、同年五月二十日に成立しているところでございます。

○村田享子君 今、二〇一五年ということで御答弁いただきましたが、私も議事録の方を調べまして、二〇一五年五月二十日に参議院の本会議で可決しておりますので、何とそのときも経済産業委

員長は吉川委員長だったということで、あつ、すごく偶然だなというふうに今回議事録見て思ったわけなんですけど、前回とちょっと違うのが、この法案名の順序が逆になっているんですよ。

その二〇一五年のときの改正では商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案というふうになっていまして、今回の改正となぜこの法案順が逆になっているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○政府参考人（小林浩史君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げました二〇一五年の改正法の中身でございますが、これは、商工中金法については、政府保有株式の処分時期を、二〇一五年四月から五から七年後を目途にその政府所有株を処分するとなっていたものを、できる限り早期にと改正するとともに、商工中金に対して危機対応業務を実施する責務を規定しておりました。そして、もう一方の信用保険法について、当時は信用保険の対象に、約五万人くらいあると言われておりましたが、NPO法人を追加する、こういった措置を行うものでございまして、この二つの政策の重要性を考慮して商工中金法を先に置いたものでございました。

他方で、今回御審議いただいております改正法案でございますが、御案内のように、これは、信用保険法については、一定の要件を満たす事業者から経営者保証の提供を求めないということございまして、これは、二〇一五年当時の改正内容に比べますと、利用者だけでもこれ百五十八万社、中小企業の約四割、こういったものに広く関わることでございまして、こうした政策的重要性を考えますと商工中金法というものと同程度ということとで考えてございますが、そうしたところ、法律番号という形式的なこともございまして、これでいきますと順番は商工中金法が早いということ、今回は商工中金法及び信用保険法の一部を改正する法律案とさせていただきます。あつ、失礼しました、今回は信用保険法を先にし

て、信用保険法及び商工中金法という改正案にさせていただきますところでございます。

○村田享子君 今の御説明の中でも、二〇一五年の改正では、政府は当面の間、必要な株式を保有するということを規定されておりまして、その背景としては、やはり政府が株主であることで信用が高まって、その結果として市場から安定的な資金調達が可能になる、そういった意味もあったというふうに理解をしておりますが、そういった中で、今回、まだまだコロナの影響が残る厳しい経済状況にあるこの時期にやっぱり株式を処分するというのは、私は中小企業の政策の後退にもつながるんじゃないかといった懸念がございまして、今回、株式を処分するとした理由をお聞かせください。

○国務大臣（西村康稔君） 今回の改革につきましては、まさに不正事案発覚後の二〇一七年から五年以上掛けまして経営改革を進める中で、政府内においても議論をしてまいりました。その中で、全国中小企業団体中央会など中小企業の側から要望も出され、この改革案を形にできたものであります。

特に、民間ゼロゼロ融資の返済が本格化してくる、してきている、今後、中小企業の事業再生支援のニーズが高まっていくことが考えられます。そうした時期だからこそ、商工中金のその事業再生支援などの機能を強化をしていく、その改革が必要だという認識であります、考えであります。商工中金は、もう御案内のとおり、リーマン・ショック以降も全国の再生案件に関与する形で支援人材を維持、育成するなど、この再生支援についての優れたノウハウを有してきております。今後更に再生支援を強力に進めるためには、重要な支援ツールでありながら一般の銀行に比べて制約があります出資機能、これを強化していくことが必要であります。

商工中金、取引先七万六千社程度のうち、財務状況の悪い地域中核企業が約五千二百社あるというふう聞いております。再生企業への出資機能

を銀行並みに拡充することで、一般の銀行並みに拡充することで商工中金にこの地域中核企業の立ち直り支援、再生支援の牽引役を担わせることは可能となります。

そして、他方、民間金融機関とのイコールフィッティング、この懸念もあります。政府は株式を持つことで優位な立場にあるんではないかという民間金融機関からの懸念がございまして。こうしたことも踏まえて、まさに業務制約の見直しと政府保有株式の全部売却を同じタイミングで実施することが必要ということでございます。

また、政府保有株式を全部売却することで、これは職員の意識改革につながっていくものというふうに思います。先ほど少し申し上げたように、やはり甘えもこれまでであった中で、今後、もう改革は進んできておりますが、更に自立した形でそれぞれ職員が持っているノウハウを生かして中小企業をしつかりと支援していく、その質の向上も期待できるということでもあります。

ただ、御指摘のように、直ちに完全な民営化というわけにはいかないものですから、まさに中小企業のための金融機関として、定款変更時の大臣認可あるいは一般監督権限は維持をしたいと思っておりますし、再生、スタートアップ支援などリスクが高い事業の実施を担保するための特別準備金の制度は維持を、存置をします。また、危機対応業務の実施の責務であるとか株主資格制限、危機対応準備金制度も存置をするということで、商工中金法の枠組みを残しながら民営化に向けて大きな一歩を踏み出すということ、中小企業支援に、踏み出しながら中小企業支援に万全を期すということにしております。

いずれにしても、今回、全部処分をしても中小企業支援の後退につながることはないというふうに考えております。

○村田享子君 ちよつと次に、商工中金の事業の方にもお聞きをしたいと思っております。商工中金におかれては、地方経済や地域の中核

産業の再興に不可欠である中小企業、組合の皆様にも寄り添い徹底的に伴走支援をすることを掲げています。

地域の中核産業といえますと、やはり物づくりの中小企業も多いわけなんです、実際こうした企業に商工中金はどのように貢献をしているのか、また、今回のこの法改正、今大臣から御内容御説明ありましたけれども、それが法改正することによって地域の中核産業への貢献につながるのか、その辺をお聞かせください。

○参考人（関根正裕君） お答えします。

まず、物づくり製造業向け貸出残高は、商工中金のお取引先に占める割合は約三〇％でございます。国内銀行の製造業向け中小企業貸出残高の割合が約一三％であることから、他行と比較して商工中金にとつて物づくり中小企業の支援は大変重要と認識しております。

物づくり中小企業も含めてお取引先の経営課題の解決に取り組む中で、例えば自動車産業のEV化対応、脱炭素経営、物流業者の二〇二四年問題への対応など、個社支援だけでは解決できない構造的な課題があることが判明しております。この課題解決のためには、地域や業界といった面的な支援とベストプラクティスの横展開が必要との認識に至り、イネイブル、可能にするという語源とした、不可能を可能にする伴走者という意味のイネイプラー事業に力を入れております。

具体的には、例えば、地域の中核となっている自動車のブレーキやサスペンション部品のプレス製造業者に対して、今後、EV部品開発等に取り組んでいくために、地域金融機関と連携した劣後ローンによる資金面での支援に加えて、CO₂排出量可視化サービスの提供や全国ネットワークを生かした販路開拓支援等に取り組んでおります。

今回の法改正をお認めいただければ、こうした企業、再生企業や地域活性化企業に対する出資業務が拡充等が可能となり、より踏み込んだ伴走支援が実施できるものと考えております。

今後とも、地域の中核となっている物づくり中

小企業を含めた個社、中小企業組合、業界に対して、法改正で拡大される業務、イネーブラー事業で得られるノウハウ、知見を生かして、マーケティング機能、ソリューション提供力を強化し、中小企業の皆様の課題解決を通じて日本の稼ぐ力の維持向上にも貢献してまいる所存でございます。

○村田享子君 先ほど中田委員もGXのことを取り上げられて、今、関根社長の方からもそういったEV化への対応、そういったお話ございました。

私も、やはりこれからGXにどう中小企業が取り組んでいくのか、特に物づくりの中では、先ほど言った自動車部品というふうにありましたけど、カーボンニュートラルが進めば今の製品がなくなるかもしれない、若しくは、鉄鋼のようにどうしても物を作る過程でCO₂が出てしまう、また、エネルギー多消費産業の対応はどうするのか、やっぱりいろんな課題があつて、やっぱりGX対応、特に中小企業にとってはやっぱり皆さんなかなか難しいと、どうしたらいいのかというのは御相談が私の方にも多いです。

そういった意味では、商工中金の取組が非常に重要だと私も思っておりますが、今年の二月に商工中金の調査ですね、トピックス調査ということで、中小企業が考える自社の諸課題と対応について取引先の皆様へ調査を行っております。そこで、地球環境問題についてどう考えるかといった項目もあるんですけど、この項目で、情報源、相談先としてこの地球環境問題については取引先金融機関に期待する割合は低いというふうに出ていて、また、まだまだ取引先の中で周知がされていないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○参考人(関根正裕君) 御指摘のとおり、産業構造変化、コロナからの立ち直りの中で、GXは、中小企業の抱える課題、ますます難易度を上げていると承知しております。

御指摘のとおり、地球環境問題に対する取組も足下の経営の重要課題と認識する中小企業の割合はまだ高くないということだろうと思います。また、情報源、相談先として取引先金融機関に期待する割合は低いと承知しております。こうした中、我々の取組についてしっかりと取引先へ周知し、アプローチを積極化することで、当金庫の脱炭素経営支援の認知度を高めていく必要があると認識しております。

例えば、中小企業のGX推進の支援として、本年五月より脱炭素経営コンサルティングサービスを開始したところ、中小企業の脱炭素化に向けて、CO₂の可視化支援、削減ロードマップ、計画策定支援、SBT認定取得支援、脱炭素化の実行支援など、カーボンニュートラル実現に向けた一気通貫のサポートを行っております。

また、補助金を活用した設備投資等を行うケースも想定されますが、商工中金としましては、補助金の制度周知、申請のサポートもしっかり積極的に行ってきているところでございます。例えば、事業再構築補助金については、累計で千七百八社の支援を行っております。これらの取組は、まさに当金庫の強みである伴走支援と事業性評価等が生かされるものと承知しております。

今後、このような当金庫の強みを生かしつつ、また地域金融機関と連携、協業しながら、より広範に困難を極める中小企業の課題解決に取り組んでいく所存です。

○村田享子君 続いて、経産省にお聞きをします。令和三年に成立した改正銀行法で、銀行の付随業務として地域活性化等業務が追加をされ、経営相談、登録型人材派遣の業務を営むことができるようになりましたが、今回の法改正では商工中金においても地域活性化等業務が本体業務に追加されるとしています。

具体的にも今どのような業務の実施を想定しているのかということ、今回この業務が拡大されることについて民間の金融機関の理解は得られているのでしょうか。

るのでしょうか。○政府参考人(小林浩史君) お答え申し上げますけれども、まず冒頭、先ほど二つ目の問いのときに、私は、法律番号ということで、信用保険法が古いということでございます。したがって、それが先に法律名になってございます。訂正いたします。

その上でお答え申し上げます。御質問のありました地域活性化等業務が今回追加されるということでございます。この業務範囲の拡充により実施可能となる業務については、施行後に速やかに実施できるよう商工中金において検討、準備が進められていくことで承知しておりますが、御指摘の地域活性化等業務ということについては、まず人手不足のDX、GX対応といった課題を抱える中小企業組合やその構成員企業に対して登録型の人材派遣事業を行うことが考えられます。

例えば、全国ネットワークを活用し、商工中金がプールしている専門家や商工中金のOBを始め、広く専門人材を派遣する事業を行うことで中小企業の課題やライフステージに応じた最適な人材を供給していくということが想定されるものでございます。

また、ITシステムの販売、こういったものも考えられるところでございます。

例えば、危機対応業務というお話は恐らく今日の審議でもたくさん御質問いただくんだと思いますけれども、これについては、商工中金に限らず民間金融機関が指定金融機関に参入する、こういったことが期待されているところでございますが、このシステム構築というところの負担も民間金融機関にはあるというような課題の御意見もいただいておりますので、商工中金が保有する危機対応業務のシステムを他の民間金融機関に販売するビジネスを行っていただく、こういったことも一つの選択肢だと考えてございます。

その上で、御指摘いただきました、民間金融機関からのその懸念ということへのお答えでございます。

ますが、この商工中金改革を議論した政府の検討会におかれましては、民間金融機関によるイコールフットリングへの懸念ということも示されたことも踏まえ、今回の地域活性化等業務を含めて業務範囲をいろいろ増やしますので、この見直しと政府保有株式の全部売却をまずタイミングで実施するということは先ほど大臣からも御答弁いただいたとおりでございます。そして、あわせて、この改正案において、民営圧迫回避規定を残すとともに、商工中金と民間金融機関との連携、協業規定を新たに措置することとしてございます。

こういったことで、民間金融機関とのイコールフットリングは確保しつつ、新たな地域活性化等業務を含めた業務範囲の拡充を活用して、商工中金には中小企業に寄り添った支援というのをより一層進めていただくことを期待しております。

○村田享子君 今、御答弁の中に登録型人材派遣のお話ありましたが、やはり中小企業の現場からは、GX、DXと言われても、人もないし何をしたらいいかわからない、そういったところにやっぱり商工中金の強みであるOBであるとか専門家の方をうまく活用していただくというのは、私はすごく必要なことだというふうに思います。

先ほど関根社長の御答弁の中でしたか、運輸業者のDX支援といったお話出てきましたが、やっぱり物づくりの現場でも、やっぱり物流ですよね、二〇二四年問題どうなるかってすごく皆さん心配されていまして、今年の四月の報道で私も、商工中金としても運輸業者のDX支援を行うといった内容を拝見しましたが、具体的にどういったことをされているのか、お聞かせください。

○参考人(関根正裕君) お答えします。当金庫の融資取引先に占める物流業者の比率は一割超と、銀行全体の平均的な比率約5%よりも大きく、当金庫において特に重要な業界の一つと位置付けております。

御紹介いただきましたように、物流業界では、トラックドライバーの時間外労働の上限規制により発生する輸送能力の低下や、それに伴う収入減

少等が業界全体の大きな課題であると承知しております。かかる課題解決の支援として、当金庫はこれまで、お客様に対する啓発を目的とした物流セミナーの開催、業界団体、事業者、ソリューション企業への調査に取り組んできております。

そして、これらの取組を通じて、運送事業者においては、規模が小さい会社ほど二〇二四年問題への対応が遅れていること、経営課題の解決にはDXへの取組が必至であると認識していることを把握し、その解決策として、外部専門機関三機関と連携した協業型コンサルティングサービスを行う体制を本年四月に構築したところでございます。

今後、当金庫では、同コンサルティングサービスにより提供する事業計画策定ツールを起点に、二〇二四年問題等の業界課題への対応、DX、資金調達、事業承継等の経営課題へのソリューション提供を一気通貫で実施していくことで運送事業者へのDX支援を含む本業支援に一層取り組んでいく所存でございます。

○村田享子君 是非、物流の方も取組をお願いしたいと思います。

私も、今回、質疑に当たっていろいろ商工中金さんが今どういったことをされているのかというのを見ていた中で、幸せデザインサーベイというのを拝見しました。この二〇二〇年から、中小企業の従業員の幸福度を可視化をして、で、幸せ経営を実現するというところでこの幸せデザインサーベイ、取扱いを開始しているということなんです。が、やっぱり中小企業、なかなか人が入ってこないとか、せっかく入ってきたのに辞めてしまう。やっぱり、従業員さんがその場で、もちろん賃金もそうです、やっぱり幸せに働けるということが中小企業の人手不足解消にも必要だと思っておりますし、今年のG7の大臣会合でも幸福を追求する経済政策というのが議題になったということで、本当に大事な視点なのではないかなと思います。

二〇二〇年から開始をしたこの幸せデザイン

サーベイの成果と今後の展望について教えてください。

○参考人(関根正裕君) ありがとうございます。

まず、幸せデザインサーベイは、社内で開始したビジネスコンテストのアイデアを契機に開始した取組でございます。従業員へのアンケートを通じて企業の幸福度を組織と個人に関する合計五つの要素で可視化し、他の事業者との比較をすることが可能な独自のサービスでございます。二〇二二年、ごめんなさい、二〇二〇年八月のサービス開始以来、二〇二三年三月末までに延べ約七百五十社の皆様に御利用いただいております。

御利用いただいたお客様には、サーベイの実施のみならず、実施結果を踏まえた経営者との課題の共有、課題の解決に向けて当金庫職員がファシリテートするワークショップの開催等も実施しており、このような取組を通じて、例えば製造業を営むお客様からはサーベイの取組を起点に組織の活性化が進んだといった御評価をいただいております。

今後も、必要な体制を整備の上、幸せデザインサーベイを推進していくとともに、ワークショップを含めたサーベイ実施後の課題改善のサポート等、各種ソリューションのブラッシュアップを進め、商工中金の差別化された取組として、サービスとして、より一層中小企業の幸福度向上に取り組んでいく所存でございます。

○村田享子君 今、従業員の幸福度追求といったお話ありましたが、やっぱり私は、商工中金で働く職員の皆様がやっぱり幸せに、充実を感じながらお仕事をさせていただくというの、この今民営化に向けた動きが進む中でやはり私は大切だと思います。特に、不正があったということであつたり、また、経産省の検討会の中でも、やっぱり不祥事を起こす前は国の支援を背景に上から目線の印象があつたというような指摘もされております。また、今日も西村大臣の方から、やっぱり今回の法改正を通じてやっぱり意識改革が大事だと、職員の皆さんが更に中小企業支援に踏み込んでいくんだと、こういった意識改革をやっぱり進めていくことが私も必要だと思っております。

また、これも商工中金さんの取組の中で、今年の四月から職員向けの研修制度が拡充をされたというようなお話も聞いておりますが、やっぱり商工中金で働く職員の皆さんの育成を関根社長としてどう考えておられるのか、お聞かせをください。

○参考人(関根正裕君) 私ども商工中金では、中期経営計画の中で、ウエルビーイングとDアンドIを第一に掲げ、その中心に人材育成を据えております。また、価値創出に向けた経営基盤の中心として知的、人的資本を位置付けており、人材育成や人的資本の蓄積はこれからの当金庫自身の成長に極めて重要なテーマと承知しております。

こうした中、求められる人材像をお客様の価値向上のため変革し続ける人材と定め、二〇二三年四月より、商工中金企業内大学を開設し、職員のキャリア自律やリスクリングを一層推進していくところでございます。この企業内大学では、グループワークやゼミ形式といった双方向型のコンテンツを中心に、商工中金外部に出ていく交流型、各種体験プログラムを取り入れ、業務スキルのみならず、ヒューマンスキルを含む職員的能力開発を実践的、多面的にサポートできる体系を構築したところでございます。

これらの育成の取組により、職員のエンゲージメントを向上させ、人的資本の充実を図り、変革し続ける人材育成を通じて中小企業の皆様の企業価値向上をサポートしてまいりたいと考えております。

○村田享子君 やはり、物づくりもそうです、商工中金の皆様もそうですが、やっぱり働く人というのが私も何よりも大事だと思いますので、そこも一緒に取組をやっていただけだと思います。やっぱり中小企業、今日いろんなお話ししてきましたが、やっぱり価格転嫁が課題、依然として課題ということで、最後にちょっと価格転嫁、お聞きをします。

ものづくり産業の労働組合、JAMが今年の三月の価格交渉促進月間の状況を調査をしました。その中で、やっぱり政府の取組もあつて原材料の方は大分前進したということなんですけど、やっぱり労務費が改善されていないんですね。その理由としては、やっぱり労務費を価格転嫁してくださないと先方に言うときの数値化が難しいということであつたり、仮に先方に提案をしても、自社の経営努力でどうにかしなさいとか、また、その資料の提示の仕方も難しくくて、じゃ、労務費上げで価格転嫁したいですといったときに、やっぱりその人件費のところが企業秘に当たるところもあつて、やっぱり価格交渉の中で情報も出しにくい部分もあると。

政府の方でも、今年三月の政労使会議の中で、労務費についてはちょっと特化して指針を作っていくという話も出てはいましたけど、どのようにこの労務費の価格転嫁を推進していくのか、教えていただければと思います。

○国務大臣(西村康稔君) まさに、中小企業の皆さんが継続して事業をやっていく上で、この物価高の下、また人手不足の中で賃上げをしていく、これをしっかりと転嫁していくことが重要だというふうに我々も認識をしております。

そして、私どもの調査によりますと、御指摘の労務費やエネルギー費の高騰分です、この価格転嫁率が三割程度でありまして、原材料価格の転嫁率約五割と比べてやはり二割程度低いという状況にあります。こうした取引慣行を変えるべく、業界に粘り強く働きかけていくことが必要だと思っております。

まさにこれ、価格転嫁を、親企業の方、大企業側も認めていかないと自分の首を絞めると、支えてくれている中小企業がもう継続できなくなるわけでありまして、是非、このサプライチェーン全体でこうした人件費も含めて負担をみんな分分かち合いながら、全体で競争力を維持し向上させ、また継続していくということが何より重要だというふうに思っております。

私ども、今年三月の価格交渉促進月間の調査を今三十万社、フォローアップ調査実施をして、もう返ってきておりますので、そう遠くない将来まじめに思っておりますが、交渉、転嫁状況の公表であるとか、あるいは親事業者の経営陣に対する指導、助言、こうしたところの取組を継続して実施していきたいというふうに考えております。

先般、石川県の珠洲の地震の視察に行ったときに、中小企業の皆さんとも、石川県の方々と話をしましたら、ある親企業がこの間の調査で非常に悪い数字だったわけですね。それで、公表したものですから、その企業からもう直ちに連絡があったので価格交渉をやりましたということであつたということでありまして、やはり公表していくことは非常に効果があるというふうに私も実感しておりますので、しっかりと取組を、このアンケート調査の、フォローアップ調査の結果を整理をして公表してまいりたいというふうに思っております。

さらに、下請Gメンも強化をしておりますし、パートナースhip構築宣言も足下二万五千社まで拡大してきておりますけれども、まだまだ経団連においても、大企業が全てではありませんので、更に働きかけも強化をしていきたいと思っております。

そして、労務費について言えば、最近では、親事業者側でもその価格交渉のフォーマットに労務費を項目の一つとして明記する事例出てきておりますし、また労務費も含めたコスト上昇分について転嫁の申入れをレターなどで呼びかけるなど、こうした取組も出てきておりますので、我々として、こうした好事例も是非横展開、公表しながら、多くの企業がこうした取組をしてくれるように、更に取組が広がるように粘り強く取り組んできたいというふうに考えております。

○村田享子君 今大臣の御答弁にもありましたように、国内での価格転嫁というのは本当に進んできているところあると思います。

その一方で、最近ちょっと相談が多いのが、その日本のメーカーが海外の企業に部品を卸すことも多々あるわけなんですよ。今、日本でも価格転嫁が進んでいる中で、じゃ、その海外の企業にも価格転嫁をしたいと、今、日本でも取組、政府も進めているしということで海外企業に言っても、なかなかここが進まない。

もちろん、海外の企業なので日本の中で今どういった取組がされているのかというのは余り御存じないわけなんですけど、やっぱり日本の部品メーカー、多くの会社が海外と取引しているという意味では、やっぱりしっかりと利益を確保するために、やっぱり日本企業と海外企業の間でも価格転嫁を私は進めていくべきだと思いますが、その辺りの支援というのはされているんでしょうか。

○政府参考人(小林浩史君) お答え申し上げます。

海外企業が日本で設立した法人と、こういった取引であれば、当然その下請代金法や下請振興法などによつて買いたたきや支払遅延などの取締りや働きかけを行うことは可能でございますけれども、国外に所在する企業ということであれば、これなかなか難しいところがございます。

他方で、やはり重要なことは、我が国の中小企業が国際競争力を高めて付加価値が高く信頼性のある製品を作り、これを適正に評価してもらえる相手に売り込んでいく、こういったことで適正な価格での取引を可能としていくと、こういったことが重要だと思っております。

このため、中小企業庁といたしましては、やはりその事業再構築補助金、ものづくり補助金、こういったものによる支援、そして新規輸出一万人支援プログラムということで新たな海外販路開拓や商品サービスの付加価値向上に向けた支援を行つてございます。また、あわせて、ジェットロや中小機構という団体がございますが、こちらで各国、地域に精通した専門家が海外バイヤーとの商談に同席するなどのハンズオンをしております

し、コーディネーターによる法務、会計等の相談対応もしております。

引き続き、こうした取組によつて、我が国の中小企業が世界のマーケットでも適正な取引を行えるような各種の支援に取り組んでまいりたいと思っております。

○村田享子君 今日の議論の中でも自動車部品といたしてお話が何回か出ましたけれども、自動車は半導体不足もあつて減産というのが行われる場合があります。そういったときに、部品のメーカーが取引先から生産予定の内示を受けた後、受注が確定したときに内示から減産になるパターンが多いと、部品メーカーとしては内示に合わせて原材料や人材を確保するので、内示から減産になつてしまつと結果的に損失を被るんですが、取引先からは、あくまで内示だよ、だからそれによつて減産して損失が出たとしても特に補償は行われていないということと、結構部品メーカーさん、この課題に困つていらっしゃるんですが、こういった課題は経産省で把握されてますか。

○政府参考人(恒藤晃君) 経済産業省では、下請取引の適正化のために、下請振興法に基づきます下請振興基準や業種別のガイドラインといたしまして、自動車分野では自動車産業適正取引ガイドラインを定めてございます。その中では、発注者が下請事業者事前に内示した数量とその後、実際に発注した数量との間に合理的な理由なく大きな乖離が生じた場合、下請事業者から要請があれば、発注者は、費用負担の軽減に配慮しつつ十分に協議を行いまして、例えば余剰となつてしまった材料を買取るなどの措置を講じるとされてございます。また、日本自動車工業会におきましても適正取引に関する自主行動計画を策定してございますが、その中でも同様の記載がございますので、適正に対応するとされているところでございます。

しかしながら、昨年実施いたしましたいわゆる下請Gメンによる調査におきまして、今委員から御指摘がございましたような、内示の数量から実

際の発注量が減つた場合に、下請事業者から余剰となつた非正規従業員の労務費について発注先に求償を申し入れたんだけども回答を保留されてしまつたままになっているといった事実も確認されたところでございます。

こうした調査結果等を踏まえまして、政府といたしましては、日本自動車工業会に対して下請振興基準や自主行動計画を遵守することを改めて指摘するとともに、自主行動計画を遵守するための具体的な取組を盛り込んだ徹底プランを策定するということを要請したところでございます。また、自動車部品工業会にも同様の指摘を行つたところでございます。

経済産業省といたしましては、引き続き、この業界団体におけます取組をフォローするなど、自動車産業におけます取引適正化に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○村田享子君 終わります。

○森本真治君 お疲れさまでございます。立憲民主党の森本真治でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

法案の質問の前に一点だけちょっと確認をさせていただきたいことがありますので、今日もちよつと取り上げさせていただければと思います。

ちよつと今、地元、私、広島でございますが、広島でちよつといろいろニュースになっていることがあるんです。今、政府の方で、半導体について戦略的な投資ということで、先般、これは六月六日の新しい資本主義実行計画、これ改訂をされたんだというふうに思いますが、その中でも半導体産業への戦略的な投資、また積極的に誘致をするということですね、このことが改めて確認をされたんだというふうに思います。

先月の十八日には、海外の大手半導体メーカー幹部を総理官邸に招いて積極的投資を呼びかけたということでございます。これを受けて、アメリカのマイクロテクノロジー、日本で新たに最大五千億円を投資する計画を、これは二十二日、こ

れ広島県知事も、東広島の市長もだったと思いますが、同席をされて発表をされました。このマイクロンの子会社が先ほど申しましたように広島県の東広島市にごさいますして、マイクロンメモリジャパン広島工場でございます。

それで、確かに今、東広島市ですね、このマイクロンさんの関係で非常に地域の雇用にもいい影響というか、いろんな周辺にも波及をしているというのは承知をしておるところなんです、これは

五月三十日の地元広島、中国新聞の記事でございます。マイクロンメモリジャパン、広島工場が人員削減、数百人規模の見込みですね。翌日のこれも中国新聞、マイクロンメモリ元従業員、突然で選択の余地はなかった。広島工場の大規模従業員削減ということが、これちよつと地元で結構取り上げられている状況があります。

それで、ちよつと幾つかだけ確認したいんですが、まずは、今、政府の方でこの半導体への積極的な投資、戦略ということでございますが、二〇二一年の5G促進法で積極的にやっていたこと、いうことだったと思うんですが、基金をつくって、国としても積極的にこの半導体産業への投資を今行っているというふうに思うんですが、まず、今現状、この国の投資がどのようになっているのかということ、これを参考人の方で結構ですが、御答弁ください。

○政府参考人 門松貴君 お答えいたします。

半導体分野においては、先生御指摘のように、令和三年に5G法を改正いたしました、先端半導体の国内製造拠点の整備や半導体サプライチェーンの強靱化、次世代半導体の製造技術の研究開発等に対して、令和三年度補正予算において約八千億円、令和四年度補正予算において約一兆三千億円を措置したところでございます。

こうした予算を活用し、例えば、熊本県におけるTSMC及びJASMの先端ロジック半導体工場建設に対して最大四千七百六十億円、三重県におけるキオクシア等の先端メモリ工場の整備に

対して最大九百二十九億円、そして広島県におけるマイクロンの先端メモリ工場の整備に對して最大四百六十五億円の支援を決定したところでございます。さらに、ラビダス社による次世代半導体の製造基盤構築に向けた研究開発プロジェクトに對して最大三千三百億円の予算を承認しておるなど、我が国の半導体のサプライチェーン強靱化等に向けて大胆な取組を進めてきたということでございます。

○森本真治君 この四百六十五億円というのはもう既に投資をされて、今後三千三百ですか、と言われた、三千三百億つてさっき言われた、これは先ほどお伝えした、今後の五千億円のマイクロンが投資をしていく部分についての三千三百億ということでしょうか。

○政府参考人 門松貴君 お答えいたします。

済みません、この三千三百億円はラビダスです。

○森本真治君 だから、今般計画を発表された五千億円についてはまだ未定ということでしょうか、千億つてすよね、ちよつともう一度。

○政府参考人 門松貴君 まだ未定でございます。状況を踏まえながら、しっかりと事務方としても検討してまいりたいと思います。

○森本真治君 それでは、先ほど申しましたように、今、先月の末、突然のこの数百人規模の人員削減ということが行われて、これは、ですから、もうこの四百六十五億円の投資というのは、現状の中でこの投資の中でこの人員削減が行われているということなのかどうか、ちよつとそこ分かつていたらまた説明いただきたいんですが、

そういう状況の中で、これは、今日厚労省さん来ていただいているんですけれども、ハローワークの広島西条は、五月三十一日にこの広島工場の退職者限定の説明会も開催されたという報道もあるんですが、どうも今回のこの大量の人員削減についてなかなか情報が、会社の方もノーコメントというような感じが続いておりまして、明らかになかなかなっていない中で報道だけが出ている状況があるものですから、ちよつと、やはり周

の皆さんがちよつと心配の声が上がっております。

そういうような状況の中でも、厚労省さんとしては、こういう説明会を開催されたということは、幾らかの情報というのを御存じなのかなというふうにも思いましたので、この辺り、厚労省さんとして把握している状況を御説明いただければと思います。

○政府参考人 堀井奈津子君 お答えいたします。

マイクロンメモリジャパン広島工場に關しましては、管轄するハローワークを通じて、関係者からのヒアリング等によって必要な情報収集を行っております。そして、ハローワークにおきまして、離職者に対して説明会や窓口での職業相談等を通じまして、ハローワークの利用方法等と各種支援策、雇用保険の手続、再就職手当等の説明、そして求職者ニーズの把握や再就職支援等に取り組んでおるところでございます。

引き続き、国としまして、地方公共団体等と連携しつつ、必要な情報収集を行うとともに、地域における雇用の維持、安定のために必要となる支援策を迅速に行つてまいりたいと存じます。

○森本真治君 ちよつと確認したかったのが、なぜ、このような工場の退職者限定の説明会などを開催するきっかけ、要は、会社の方からしては余りこれ情報が外に出ていないということ、どうなっているのだらうということ、これはなぜ開催されたのかということだったんですかね。

元々、開催するきっかけです。ハローワークに個別にその従業員さんの方が相談に来る件数が余りにも多くて事態を把握されたのか、例えば東広島市さんなんかというんな情報共有をする中でこういう限定的な説明会、対象者を限定した説明会を開催するに至ったのかどうかということですね。

この辺りもし聞いていらつしやれば、地元から。

○政府参考人 堀井奈津子君 個別企業の個別事

案に關することということで、具体的な詳細な点についてはお控えをさせていただきたいと思いますが、ただ、一般的に、ハローワークの管内におきます事業所等、こういったところに係る情報収集、この過程で把握をして必要な対策を講じているということがございます。したがって、今回もこのような対応を地元の方でやっているというふう

に認識をしております。

○森本真治君 ちよつと大臣、少し、大きな不安という、若干いろんな意見がちよつと今地元から出ている中で、例えば広島では、同様に広島県の呉市の日本製鉄の呉製鉄所が秋に閉鎖をされました、これに対しては、国と県と市が一体となつた、離職者とかいろんなそういう従業員に対するきめ細やかな相談体制を組んだりとかということ

はやらねながら進んでいると。だから、情報もしっかりと確認をしながら行政の方もやっていると私理解がしておるんですが、ちよつと今回、唐突感がちよつとあって、今ちよつと厚労省の方にも確認をしました。ちよつとなかなか明瞭な答弁というふうには何えなかったんですけども、やはりそういう不安な、しかも国の方で投資をしているのに何でこういうことになるのかみたいな声がちよつと上がっているのは事実なんです。

少しその辺りは注視をしていただかなければいけないのかどうなのかというところもありますので、ちよつとその辺りについて大臣としてちよつと何らかのお考えがありましたら、是非聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣 西村康稔君 今お話ありましたとおり、マイクロンでありますけれども、アメリカ本社が昨年の十二月に、メモリ市況が非常に悪化をしておりますので、その厳しい市況を受けて、この広島工場も含めてグループ全体で二〇二三年中に一〇％の人員を削減する方針を発表したものであるというふうに承知をしております。まさに昨年夏頃からメモリーの市況が非常に悪化をしております、過去も半導体、ジェットコースターと言われるように良くなったり悪くなったりするわけ

すね。

そうした中で、今回非常に悪いわけですが、例えば世界でサムソン、マイクロンという大きな二大メーカーでありますけれども、サムソンにおいても、二〇二三年の一月から三月期の営業利益は十四年ぶりの赤字を計上しておりますし、この当該マイクロンにおきましては十二月―二月期ですね、二二年の十二月から今年の二月の決算においても約三千億円の営業赤字ということを計上しております、過去十三年間で最も厳しい状況にあるというふうに承知をしております。

一方、マイクロン広島工場 過去三年間で六百人以上の新卒採用も行っておりまして、私ども、日本全体の半導体の再興に向けての大事な位置付けでありますし、地域にとっても、投資も含めて地域経済の発展に貢献してきたものというふうに認識しております。

ただ、今このような状況の中で、退職者について、マイクロンメモリジャパンにおいては、再就職支援会社を活用して退職者に対する再就職支援も丁寧に行っているというふうに承知をしております。まずは、広島県などとも密に情報交換をしながら、厚労省においても対応してくれていますので、省庁間でも連携をしながら状況をしっかりと見ていきたいというふうに思っております。

今も話ありましたけれども、マイクローンからは、昨年九月に決定されました先端メモリに関する投資拡大に加えて、先般、G7を機に来日されたときに更なる投資拡大五千億円の表明もあったところでありますので、今は状況非常に悪いですけれども、5Gであるとか自動運転であるとか、まさにAIであるとか、今後恐らくまた拡大をそう遠くない将来していくものというふうに思っていますので、この今の投資をしつかりと支援をしていくことが地域経済、広島の地元経済にとっても、また日本にとってもプラスになると思いますので、しっかりと我々支援をしていきたいと思えますし、将来、雇用必ず戻ってくるというふうに期待をしておりますけれども、よく注視をしてい

きたいというふうに思います。

○森本真治君　よろしくお願いいたします。

もちろん、この半導体の重要性ということは当然でありますし、先ほどありましたように半導体の中でもいろんな分野もあつたりとか波もあるという中で、やっぱり気になるのは、やっぱり今回のように、その波の中で、いきなり数百人規模で大量のこの人員削減とかというようなことの、やっぱり丁寧さ、そこにやっぱり要ると思うんですね。労働組合もしっかり頑張っていたいているというふうには思うんだけど、そうするのと、やっぱりその中で、じゃ、どのように対応するのかというところのきめ細やかさ、もう答弁いただくかもしれませんが、是非厚労省さんも地元のハローワークさんともいろいろ情報はいっかりと確認をしていただきながら対応もしていただきたいということをお願いをさせていただきたいというふうに思います。

それでは、法案の方に入らせていただきたいというふうに思います。

まず、私も、もうありましたけれども、経営者保証についてですね、ちよつと私もこの経営者保証ということ、そもそも論について、ちよつと私、実は問題意識を持っているところがあるので、

ちよ」と私の経験を少しお伝えをさせていたんだけど、実は私、一九九〇年代だったんですが、法律事務所勤務をしていたときがありまして、この一九九〇年代ってどういう時代だったかということ、いわゆる恵質な商工ローンであったり闇金融と、いわゆる恵質な商工ローンであったり闇金融と、問題ということで、私が担当した仕事というところ、もうほとんどがその対応だったということを思い出します。いわゆる出資法と利息制限法のグレーゾーンという時代ですね。一九九〇年代は出資法は四〇％だったと思います。利息制限法は大体上限で二〇％ぐらいだったですね。

この間を狙ってどんどんと商工ローンなどがはびこっていったという時代だったわけでございますが、法律事務所に来ると、一旦これ直接

の、債権者は債務者の方への取立てでもできなくなるというのが本来であるからそこで止まるんですけども、多くのやっぱり小規模な事業者の経営者の皆さんの相談を受けました。私もいろんなお話をさせていただきました。もう法律事務所、こちらに来ていただいたので、これもう通知を出しますから取立てでもなくなりますよという話があつても、私の経験があつたのは、法律事務所で動き始めたときに自殺をされるような経営者もいらつしやつたんですね。ある意味、私が政治を志した原点というのはそういうところにもあつたというのが一つなんですけれども。

そういう中で、私は思うんですね。そもそもの経営者保証の考え方でございますが、ちよつと確認したいんですが、経営者であればもうイコール保証人なのか。当然、これ保証人ですから、資産がないと、もし債務不履行になったときに、返すときにですよ。ですから、当然これ、だから、この経営者保証というのは、資産のある、返済能力のある経営者保証という考え方でいいのかどうかということなんです。

ちよつとこれ、もしお話していただければというふうに思うんですが、どうなんでしょう。

○政府参考人(小林浩史君) お答え申し上げます。

す。これ、金融機関には、応じていろんな考え方が
あると思いますけれども、これややはり経営者の規
律付けという観点で、どのぐらい資産を実際に
持っているのかという精査するかどうかはいざ知
らずというような格好がかなり多いのではないか
というふうに認識してございます。

○森本真治君　先生方は違うかもしれませんが、私、かつて融資をお願いしようと思つたら、政治家つて信頼がないので、選挙で落ちてしまうかもしれないからお金を貸してもらえないことがあつたわけですね。その代わり、親御さんの保証人を付けてくださいと言われたことがありました。でも、うちの親つて、資産も調べていないんですよ、そこは。だけど、親の連帯保証人付けて

だから、今のお話だと思います。要は、親を連帯保証人に付けておけば、よほどのことがない限りちゃんと責任持って返済するんだろという言わば規律性ですよ。そういう、ちよつと違うかな、そういう話なのかなというふうにも思ったりしますが。

実際、今回の法改正でもそうなんですが、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指すということは、そもそも、やっぱり経営者保証ということについては、否定とまでは言わないけれども、やっぱり極力なくしていくという考え方、やっぱり好ましくないという考え方に立っているというのを、今取組だという理解でよろしいんですか。

○政府参考人（小林浩史君） お答え申し上げます。

経営者保証については、先ほど申しましたような経営者の規律付けというプラス面が指摘されることもございますけれども、逆に、創業意欲の阻害、それから、失敗したときにまさにおっしゃられたようないろいろな事象が起こる可能性も高いものですから、思い切った事業展開の抑制、こういったマイナス面が指摘されておりますので、これについてはできるだけ少なくしていくという方向ということで今回の制度改正、それからいろいろなプログラムの取組、やらせていただいているところでございます。

○森本真治君 実際にこれまでの経営者保証が外れている、これ資料で、中小企業政策審議会金融小委員会の資料でありますけれども、経営者保証が外れている新規融資案件ということで、これ、ガイドラインが二〇一三年でしたかね、策定二〇一四年ですね、ガイドラインを策定して、なるべくこの経営者保証を外していこうというこの努力をされてきて、二〇一四年は、政府系金融機関で大体一九％、外れているのがね、で、民間金融機関が一二％だったのが、二〇二一年には四七

％、まあ五割弱、政府系金融機関で、民間金融機関で三割ぐらいですかね、というところまでは上がってきて、まあこれを特にこの保証協会の方の民間金融機関のところをこれから上げていこうという目標だというふうに思うんですが。

実際にこれ政府系金融機関と民間の方でこれだけ差が開くというのは、何か基準が違うんですか、何かその査定が、民間、経営者保証が外れている割合がこれ違うという差は、どういう違いがあつてこれだけ差が出てくるんですか。

○政府参考人（小林浩史君） お答え申し上げます。

これは各金融機関の考え方ということでございますが、ここの政府系金融機関、ここでは日本政策金融公庫、それから商工中金といったものがこれ入っているわけでございますが、これは、やはりできるだけその困った事業者の方をどうするか、それから事業性を評価をしてお貸ししている、こう、こういったものをよりできるだけやっていく、こうという姿勢を持っていることから、この御指摘いただいたような民間金融機関よりは保証をしない割合というのは多くなつてきているというわけでございます。

○森本真治君 実際、そういう中で、じゃ、例えば債務不履行になつたときの保証人からの債務の返済をお願いする場合のこの回収率などには、これ政府系金融機関とこの民間金融機関って、実際どうなんですかね、差はあるんですかね、分かります。

○政府参考人（小林浩史君） お答え申し上げます。

先生おっしゃられるような、政府系と民間金融機関との差が、差が分かるその回収率の違いというデータはちよつとございませんけれども、金融庁のアンケートということで、民間金融機関で貸出債権に対する経営者保証からの回収率というような数字がございます、これは一％未満というのが六割強ということでございます。

○森本真治君 私がだからちよつと気になるの

が、これまでの答弁では、どちらかというと、確実な債権回収のための経営者保証という考え方も、どちらかというとこの規律性ですよ、ね、しつかり自覚を持ってもらうというための意味があるのかなというふうにも思う中というときに、あとは、じゃ、今回のこの制度を変えていく中で、この民間金融機関、民間金融機関の方の融資ですね、融資のところにちよつとちゅうちよが出るのではないかと、ちよつとより厳しくなっていくのではないかと、そういうような懸念というのは大丈夫なんでしょうかね。

○政府参考人（小林浩史君） お答え申し上げます。

一般論として、経営者保証を徴求しないことが金融機関側からは規律付けの低下につながるのではないかと、こういった懸念についての御指摘あるのは確かでございます。

今回の法改正によって整備する新制度を利用するには、〇・二五％等の保証料の上乗せに加えて、法人から代表者への貸付け等がないといった一律の、一定の経営規律に関する要件を満たすことを求めることになってございます。したがって、経営者保証を徴求しないからといって経営規律が低下することにはならないよう制度設計をしてございます。

なお、これ先行して民間ゼロゼロ融資というのがまさにこのコロナ禍においてございましたが、このときも、資産超過であることや、役員報酬、配当や経営者への貸付け等が社会通念上適切な範囲を超えていないことを金融機関が確認すること、こういった要件を満たす場合には保証料を〇・二％上乗せすることにより経営者保証を提供することなく融資を受ける、こういった今と、この今御議論いただいているのと同じような制度がございました。

この結果でございますが、民間ゼロゼロ融資においては、この仕組みを活用して経営者保証を提示しなかった事業者のうちリスク、リスクジェニールをした者の比率はこれ〇・四％でございました

が、経営者保証を提供した事業者がリスクをした者の比率というのは二・四％でございましたので、これよりも実は低いという結果が出てございます。こういった経験を踏まえれば、一定の経営規律に関する要件を求めれば経営者保証によらずとも一定の経営規律を担保することができると考えてございます。

新制度を開始するに当たっては、制度趣旨とともに、こうした民間ゼロゼロ融資、過去のこの実態、経験、こういったことも民間金融機関にも周知をするなどして活用を促してまいりたいと考えてございます。

○森本真治君 繰り返しですけども、経営者保証を付ける意義ですね、意義、その自律性ということ、その自覚をしつかり持つてもらふということ以上に、やっぱりリスクですね、リスクの方が当然やっぱり多いという判断の中で経営者保証に依存しないという体制をつくっていく、こうということ、ということは、これ完全になくすのかどうかというところは分かりませんが、それを目指すのかどうかということは分かりませんが、難しいところだと思ひます。

そういう経営的な、倫理観の問題と実際のその返済能力というのか、そういう部分の現実的な回収という部分のところ、どのように調整をしていくのかというところが難しいところだと思ひますが、いずれにしても、もうこれから経営者保証にもの依存しないという、目指す以上は、どんどんとやっぱりこれからもそれが進んでいくような取組というの、私は努力をしていかなければならないということはやつぱりお伝えもさせていたかなければならないというふうに思ひます。

まずは、これでスタートして、どれだけこれに進んでいくのかということを見ながらだということに思ひますが、今後更にこれを進めていく上で、一方でいろんな整理しなければいけない課題などもあろうかというふうにも思ひますが、その辺りの、今後のこの経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けてのいろんな考え方と、そして

課題などについて、現時点でお考えがありましたら聞かせていただきたいと思ひます。

○政府参考人（小林浩史君） お答え申し上げます。

この経営者保証をできるだけなくしていくというお話については、まず今回、今御議論いただいている信用保証の新しい仕組み、それから今年の四月から始まつております金融庁での各金融機関に対する監督指針の中でしつかり経営者保証を取る場合にはそれを説明をしていくと、こういった運用をしつかり見定めさせていただきたいと思ひます。

その上で、さらに、中小企業の側でも、これはガバナンス体制というものを更に整備をしていただけたことがこれ、より良い方向に向かつていくものではないかと考えてございます。

具体的には、今、早期経営改善計画策定支援事業というのがございまして、これは、全国の認定支援機関という中小企業の支援をする、いろんなものを認定、中小企業庁で認定しているわけでございますが、こちらのその支援は、普通、経営状況であるとか資金繰り、こういったことに対する御支援、計画作りの御支援するわけですが、その中で、例えば今回の経営者保証の外すときの要件の一つにもなつております事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れがないこと、こういったものを確認するというのがございしますが、こういったものをしつかりガバナンス体制をやつていただくことが大事でございまして、今申し上げた支援事業の中で、こういった状況を確認認定支援機関の皆様にしていただくことでこのガバナンスというのの中小企業での広がりとこの力を持たしていききたい、こういってその努力も含めて、経営者保証というものを外していきけるような努力をいろんな関係者の皆様と一緒にやっていきたいと思ひます。

○森本真治君 是非、今回の制度改正によつても、本当に地道に頑張る中小そして小規模事業者の皆さんの更なる事業展開が進んでいく一助に

なっていくことを願うわけでございますけれども、本当に民間金融機関の皆さんがいろんなやっばり判断の中でより厳しいような判断をしていくようなことがあつてはいけません、場合によって、もしそういう状況になったときにですね、ちょっともう時間がないんですが、やはり商工中金というものが非常にこれまで以上に役割が必要になってくるということも想像もできるわけでございます。

その中で、ちょっと気になるのは、政府としてはこれ完全民営化を目指していくという考え方だというふうに思うんですが、よくこの自由化、民営化を進めていく中で、やっぱり経営というものですね、その部分の観点と、一方で、社会的な使命を担っていく中で、十分にその市場の中での力を発揮することが難しくなってくるようなことというのは、過去のこの民営化の議論の中でも、例えば電力であったり鉄道であったりですね、いろんなところでそういうことが出てくるわけでございます、セーフティーネットやユニバーサルサービスを一方で維持しなければならぬというときですね。

そうすると、この商工中金も社会的使命、中小企業をしっかり守っていくという使命を持ち続ける中で完全民営化ということで、そこに影響が出ないかということも私は心配をしてくるわけでございまして、その辺りについて、ちょっともう時間がなくなりましたが、最後、考え是非、今後の完全民営化に向けての考え方、聞かせてください。

○国務大臣(西村康稔君) まさに商工中金、改革が進められてきた中で、中小企業のための金融機関ということで、今回民営化に向けて一歩、完全民営化に向けて一歩を踏み出すわけであります。一つには、もう先ほど来申し上げています民間金融機関とのイコールフィッティングですね、同じ立場で支援を行っていくということ、ということも踏まえてこの業務制約を見直すことと保有株主の売却を同タイミングでやっていくことに

なります。これによって職員の意識も改革も期待したいというふうに思っております。

そうした中で、引き続き、危機時の資金繰り支援であるとか再生支援、こうしたことはしっかりとやっていただく必要がありますので、危機対応業務の責務とか株主資格制限とか、あるいは危機対応準備金制度は維持をするということにしておりますので、商工中金法も維持をします。

こうした取組を一步進める中で、将来的に完全民営化するという方針は変えておりません。この改正法案の中でも、勘案、その完全民営化に向けた勘案要素として、特別準備金の状況を含む自己資金の状況とか、何よりこの危機対応業務の在り方、危機対応業務がほかの金融機関も含めてどういふふうに行われていくのかということ、あるいはビジネスモデルの確立状況ですね、支店がたくさんあつてそこにたくさん人がいるわけじゃありませんので、むしろ全国ネットワークを活用して地域の金融機関と連携して支援をしていくということですので、そうしたモデルが確立できるかどうか、こうしたことを見ながらその実施について将来改めて判断していきたい、こういうふうと考えております。

○森本真治君 終わります。

○石川博崇君 公明党の石川博崇でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私からも、経営者保証を徴求しない新たな信用保証制度についてまずお伺いをしてみたいというふうに思います。

政府は、これまでも経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて精力的に取り組んできていただいておりますけれども、今回の信用保険法の改正案では、無担保保険等において経営者保証を徴求しない要件を規定をしまして、この要件を満たす場合に、信用保証料率を上乗せすることによつて経営者保証を解除できるということになるうかというふうに思います。

いまだ約七割の中小企業の方々が融資を受ける際に経営者保証を提供している現状を着実に改善

をしていくため、また、成長志向の中小企業がポストコロナを見据えて自己変革に挑戦して成長を目指す好機にある今において、新たな信用保証制度が収益力の改善に前向きに取り組む事業者を力強く支援していくという効果的な措置になっていくことを期待したいというふうに思います。

ところで、この経営者保証を求めない措置は、先ほども少し答弁ございましたけれども、コロナ禍の民間ゼロゼロ融資においても仕組みが設けられておりました。

まず、政府参考人から、実際の程度活用されたのか、その仕組みの効果に対する評価と、それを踏まえた今後の新たな信用保証制度の創設の意義と併せて御説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(角野然生君) お答えいたします。

民間ゼロゼロ融資についてのお尋ねでございます。

この民間ゼロゼロ融資でございますが、これまで約百三十七万件、二十三兆円の融資がございました。そのうち経営者保証を求めているもの約四割の約四十八万件でございます。この四十八万件のうち約十四万件については、経営者保証ガイドラインの要件よりも緩和された制度を活用し、経営者保証を提供せずに融資を受けているものでございます。

具体的には、先ほども答弁を申し上げましたが、資産超過であること、役員報酬、配当や経営者への貸付け等が社会通念上適切な範囲を超えていないことを金融機関が確認することの要件を満たす場合には、〇・二％の保証料上乗せにより経営者保証を求めない仕組みを活用しているということでございます。

この効果に対する評価ということでござい

ます。先ほども申し上げましたが、民間ゼロゼロ融資におきまして、この仕組みを活用し経営者保証を提供しなかった事業者のうちリスクをした者の比率は〇・四％ということでありまして、経営者保証を提供した事業者のうちリスクをした者の比率

の二・四％よりも低くなっているということでございます。

こうしたことから、経営者保証ガイドラインの要件より緩和した要件を設定しても、民間金融機関と信用保証協会とが適切に運用することで、経営規律の低下を招くことなく、経営者保証に依存しない融資の推進に寄与することができたと考えております。

今般の新たな信用保証制度におきまして、民間ゼロゼロ融資におけるこうした経験も踏まえながら、保証料の上乗せと適切な要件設定を組み合わせた仕組みによつて、安易な制度利用を排除しつつ、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○石川博崇君 今御説明いただきましたとおり、民間ゼロゼロ融資における経験を踏まえて今回新たな制度を創設するということになるわけでございます。

直近のデータ、二〇二二年度上期でも、信用保証協会における経営者保証に依存しない新規融資の割合は二九％と、民間金融機関の三三％あるいは政府系金融機関の五四％と比べても非常に低く、多くの中小企業が経営者保証を求められているという状況でございます。

今回の法改正によりましてこの状況が改善されることが期待されるわけでございますが、一方で、信用保証協会側から見ると、これまで経営者保証を取っていたものが取れなくなる場合が増える、結果として、先ほども御質疑ありましたけれども、信用保証協会側として保証の承諾に消極的になるのではないかと、事業者が必要な融資を受けられなくなるのではないかと、こういった懸念の声もあるわけでございます。

そんなことがあつては断じてならないと思ひますけれども、経済産業大臣から、しっかりと監督も含めて取り組んでいただきたいと思います。御決意をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(西村康稔君) まず、一般論として、

経営者保証を徴求しないことが、信用保証協会や金融機関側からは経営者の規律付けの低下につながるのではないかと懸念を指摘する声もございます。こうしたことから、今回の法改正によって整備する新制度を利用するには、〇・二五％などの保証料の上乗せに加えて、法人からの代表者への貸付けなどが無いといった一定の経営規律に関する要件を満たすことを求めることとしております。したがって、経営者保証を徴求しないからといって経営規律が低下することにはならないよう制度設計をしているところであります。

そして、先ほど長官から答弁がありましたけれども、民間ゼロゼロ融資においても経営者保証を提供することなく融資を受けることを可能としていた制度の中で、経営者保証を提供した場合と提供していなかった場合の比較の答弁もございましたけれども、一定の経営規律に関する要件を求めることで、経営者保証によらずとも経営規律を担保することができるものというふうに考えております。

新制度を開始するに当たっては、制度趣旨とともにこうした民間ゼロゼロ融資のときの実態などについても信用保証協会に周知をしたと思いますし、また、信用保証協会には地域経済や中小企業などの活性化を第一に考えていくということが求められることを踏まえ、監督指針に基づき、保証承諾に消極的にならないよう、御指摘のように保証協会をしっかりと監督をしていきたいというふうに考えております。

○石川博崇君　ありがとうございます。是非よろしく願います。

今の観点で、信用保証協会が保証承諾に消極的になるといった事態を避けるためには、信用保証協会側のリスクを低減するということも大事だというふうに思いますし、そのための予算措置というものも今後検討する必要があると思います。この点についての政府の御見解を伺いたいと思います。

また、あわせて、今回、経営者保証の機能を代

替する手法として信用保証料率を上乗せするといった仕組みを採用するわけでございますが、この信用保証料率の上乗せが事業者の過度な負担にならない、そういった配慮も必要だというふうに考えております。こういった観点から、公明党として先般、岸田内閣総理大臣にも提言させていただいておりますけれども、この信用保証料率の上乗せ分に対する事業者の負担軽減策、是非ともこれは政府に講じていただきたいというふうに考えております。政府の御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人（小林浩史君）　お答え申し上げます。

これまで、創業時に経営者保証を不要とする信用保証制度、こういった特別な保証制度の実施に際しては、代位弁済時の信用保証協会の損失の一定割合を保証するための補助金又は日本政策金融公庫による信用保険のための出資金の予算、こういったものを措置している例がございます。

今回整備する新制度ということについて申し上げます。先ほどから御答弁申し上げており、民間ゼロゼロ融資のときの例でいえば、経営者保証のありなしによってデフォルト率が必ずしも大きくなることは、大きく変わるとは考えておりませんけれども、経営者保証からの回収ができなくなるというのは事実でございますので、各地の信用保証協会が新制度を積極的に実施できるようにすることが重要だという委員の御指摘もあります。確かにそういう視点でございますので、これまでのいろんな制度を参考にしながら、対応をしっかりと検討してまいりたいと思っております。

また、事業者負担の軽減策というお話も最後ございましたけれども、これについては、保証料も含めてどのような措置が適切であるか、今後具体的に検討させていただこうと考えております。

○石川博崇君　予算措置ですので財務当局との調整等これからかと思えますけれども、是非前向きな検討をお願いしたいと思いますし、我々も後押しをしてまいりたいと、そのように思っております。

す。

なお、上乗せする信用保証料率について、これまでも質疑、答弁でございましたけれども、中小企業政策審議会金融小委員会では〇・二五％を目安とすることが示されております。しかしながら、直近の決算期で債務超過がある場合などでは、信用保証料率を更に上乗せをして〇・四五％程度にするの目安も示されております。

今後具体的に決めていくことになるかと思えますけれども、上乗せする信用保証料率及びその一定の場合における更なる上乗せ率について、どのような考えの下でどのように設定していくのか、御説明をいただければと思います。

○政府参考人（小林浩史君）　お答え申し上げます。

今回の新制度におきます保証料率の上乗せにつきましては、これまで中小企業政策審議会の金融小委員会で議論をさせていただいております。委員からは、〇・一から〇・二五％程度であれば事業者も受け入れられる割合が高いのではないかと、保証料の上乗せといった一定のコストを負担することには異存ない、こういった御意見ございました。それから、中小企業関係団体からも、事業者の全体的な負担感に加えて、信用力も加味した保証料率を設定いただきたい、こういった意見もあつた次第でございます。

今回、それらを踏まえて具体化をしていくというところでございますが、金融庁のアンケートによれば、経営者保証解除のために許容できる金利引上げ幅は〇・一から〇・二五％であると回答した事業者は四七・六％と最も多い水準でございます。それから、〇・二六％以上の引上げを許容できると回答した、このアンケートに回答した事業者の割合は、債務者区分が低くなるほど若干ではあるが増加しております。あわせて、民間ゼロゼロ融資ということでお語るしておりますが、経営者保証を求めない場合の保証料の上乗せ幅は〇・二％ということをやっております。

目安としつつ、債務超過等の場合には〇・四五％とすることを検討しているところでございますけれども、いずれにしても、この審議会の小委員会では御議論を更にいただく中で、詳細な制度設計についてはコミュニケーションを金融機関ともよく取つてくれというような御要望もいただいておりますので、そういったことも踏まえながら、適正な保証料の上乗せ水準を含めて検討を続けていきたいと思っております。

○石川博崇君　今後ということでございますので、引き続き注視してまいりたいと思います。

また、この経営者保証を徴求しないこととする要件でございますけれども、衆議院の委員会で政府からは四つの要件が示されております。一つ目は、経営者本人が保証料の上乗せによって経営者保証の非提供を希望していること。二つ目は、法人から代表者への貸付け等がないこと。三つ目は、財務書類を金融機関に定期的に提出していること。そして四つ目は、直近の決算期において債務超過でないこと又は直近二期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと、あるいは二期連続赤字でないことのいずれかを満たしていること、この四つが示されているわけでございます。

これらの要件について、果たしてどの程度の事業者がこの要件を満たすことができるかと考えていらっしゃるのか。特に、財務状況に関するものも含まれていますが、財務基盤が脆弱な中小企業にとつてはハードルが高い要件となるのではないかと気もしますけれども、政府の御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人（小林浩史君）　お答え申し上げます。

委員から今新しい制度の要件を御紹介いただきましたけれども、この中に特に議論となりますのは、法人、個人をしっかりと分離してくださいという話と、個々の中小企業の財政の状況、財務状況と、この二つが特に大きいかと思っております。

その一つ目の、法人から代表者への貸付け等がないと、等がないという要件についてであります。これは中小企業庁が実施したアンケート調査によれば、約半数の事業者が会社から経営者に対しての貸付金等はないと回答しているところでございます。

それから二つ目に、その財務状況ということでございますが、これは、債務超過でないこと、それから二期連続赤字でないこと、このいずれかを満たしていればよいという条件にする方向で今検討しているところでございますが、全国の信用保証協会や多くの民間金融機関から取引先のデータを提供されているCRDという一般社団法人がございまして、CRD協会というのがございまして、このデータによれば、約九割の事業者が今の要件は満たしているというようなデータもござい

ます。以上のことから、広範な中小企業に今回の新しい制度というのは御活用いただけるようになるというふうには考えてございます。

他方で、更にこうした要件を満たせる事業者を増やしていきたいという観点で、中小企業のガバナンス体制整備の支援というも拡充、しっかりとやっていきたいと思っております。そのため、昨年十二月に、中小企業庁でガバナンス体制を整備する上で重要な着眼点を具体化した十四項目のチェックシートというのを作っておりまして、これを活用していきたいと思えます。

税理士や中小企業診断士などの全国三万五千の認定支援機関というのがいらつしやうて、これが早期経営改善計画策定支援事業という国の事業をやって各中小企業の方々の資金繰りとか経営状況を改善、こういったものの計画作りを支援してございまして、この中で、今申し上げたようなチェックシートを使って、事業者から経営者への事業に必要な資金の流れがないですかと、こういったようなことも含めてチェックをしていき、より良い経営をしていこうじゃないかというようなことをお手伝いをしていきたいと思っております。

す。こういったことよって、今回の経営者保証をできるだけ取らないという仕組みを使うことができる経営者の数を増やして裾野を広げていきたい、こう考えてございます。

○石川博崇君 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたような取組、広く周知広報、徹底もお願いしたいと思えます。

今日は商工中金の関根社長にもお越しをいただいております。大変ありがとうございます。商工中金におかれましては、今議論をしておりますこの経営者保証に依存しない新規融資の比率が非常に高い割合で推移していらつしやうというふうにお聞きをしております。北國銀行が八五％、南都銀行が六七・八％に次いで、商工中金におかれては六一％と高い割合と伺っております。

今後も、商工中金におかれましては、この経営者保証に依存しない融資、率先して取り組んでいただいで経営者保証改革の先頭に立っていただきたいと思えますけれども、社長の御決意をお伺いしたいと思えます。

○参考人(関根正裕君) お答えします。

経営者保証に依存しない融資を推進していくには、経営者保証を外すことで経営者の規律付けが失われモラルハザードを招くのではないかと懸念に代表されるように、金融機関においては、いわゆる目利き力、事業性評価のノウハウが重要と考えております。

事業性評価のノウハウは、この改革期間中も含め、これまでの取組を通じた当金庫の強みと認識しており、経営者保証に依存しない融資については、政府が二〇二二年十二月に策定した経営者保証改革プログラムの趣旨も踏まえ、経営者保証に関するガイドラインに即した対応を徹底し、その取組を加速しているところでございます。

昨年、二〇二二年十月には、スタートアップ向けの融資については原則無保証対応とすといった具体的な取組も開始しております。その結果として、長期貸出し全体における経営者保証に依存

しない新規融資の比率は、昨年度は約六五％と更に高い水準となっております。

今後は、こうした取組、ノウハウを経常的な融資全般にも生かしていき、経営者保証に関するガイドラインに基づく無保証貸出しの取組を加速してまいり所存でございます。

○石川博崇君 ありがとうございます。

それでは、商工中金法の改正についても質問をさせていただきます。

今回の商工中金法の改正案では、政府保有株式の全部処分後においても、商工中金に対して引き続き危機対応業務の責務を課すこととしております。これまで、商工中金におかれては、指定金融機関として、中小企業向けの危機対応業務、リーマン・ショック、東日本大震災、またコロナ、幾多の未曾有の危機が続いてまいりましたけれども、多くの中小企業を救っていただき、また日本経済を支えていただきました。

この危機対応業務については、指定金融機関として民間金融機関が参加することも可能な制度にはなっておりますけれども、制度創設以来、この民間金融機関の参加実績は残念ながらないというふうな承知をしております。こういった現状を踏まえ、まず、商工中金には引き続きこの危機管理、危機対応業務、担っていくことが極めて重要だというふうに思っております。

政府保有株式の全部処分後においても商工中金がこの危機対応業務を行う必要性について、大臣から御所見をいただければと思えます。

○国務大臣(西村康稔君) 御指摘のとおり、商工中金は、これまで、リーマン・ショックや東日本大震災の際に、またコロナ禍においても、平時から培ってきた中小企業との関係を、信頼関係をベースに迅速に危機対応業務を実施し、大きな役割を果たしてきたものというふう認識しております。さらに、商工中金自身が、組織のDNAとしての危機時の資金繰り支援を担っていく意思、これを表明をされているところであります。定款にも危機対応の責務を有する旨を記載する方針で

あります。

今回の改正法案におきまして、商工中金に対し、この危機対応業務を実施する責務の規定を附則から本則に位置付け直します。と同時に、政府保有株式売却後も中小企業組合等への株主資格制限を維持することで、引き続き商工中金がこの危機時に中小企業への支援をしつかり行うというその責務を確実に果たすことを担保したいと思っております。なお、これらは危機対応業務の義務化と株主資格制限に対する全国中小企業団体中央会の強い要望にもお応えするものであります。加えて、商工中金が的確に危機対応業務を実施できるように、危機対応準備金の制度も存置をいたします。

これらの措置を通じまして、政府としての決意を明確に示し、今回の改革後も中小企業が商工中金の業務姿勢に不安を覚えることがないように取り組んでいきたいと思えます。危機時における中小企業の資金繰り支援、万全を期していきたいというふうに考えております。

○石川博崇君 ありがとうございます。是非ともよろしくお願いいたします。

また、今回の改正案では、先ほども御議論ございましたけれども、商工中金の株主資格の対象から政府を削除し、政府が持っている全体の四・五％、総額一千十六億円を、保有する株主の全部を二年以内に処分するというものになっております。この政府保有株式を全部処分するに伴って商工中金の業務制約を見直し、民間金融機関と同様の水準に拡充して、ニーズが今非常に高くなっている中小企業の事業再生あるいはDX、こうした収益力の改善の取組にこれまで以上に商工中金に取り組んでいただくということが期待されているところでございます。

そこで、なぜ今、このコロナ後という時期に、今の時期に政府保有株式を処分することなのか、その意義について政府から御説明をいただきたいと思えます。

○政府参考人(小林浩史君) お答え申し上げます。

す。

ただいま委員からも御指摘ございましたとおり、これ再生、事業再生といったニーズ、こういったものは民間ゼロゼロ融資の返済が本格化していくまさに今こそ重要になってくるということで、この際に商工中金の事業再生支援などの機能強化を図る必要があるだろうというふうに考えてございます。

商工中金は、リーマン・ショック以降も全国の再生案件に関与することで支援人材を維持、育成しておりますし、再生支援の優れたノウハウを有してございます。他方で、その重要な、再生のときに重要な支援ツールであります出資機能については、民間の金融機関と比べて制約があるというのが現状でございます。

商工中金の取引先というのは約七・六万社でございますが、このうち財務状況が悪い地域の中核企業というのは約五千二百社ございまして、こういったものにこの出資機能を銀行並びに拡充して支援をしていくといったことは、その地域全体のその経済の活性化という意味でも非常に重要だということふうに考えてございます。

その際、この出資機能を拡充するのみならず、政府保有株式の全部売却によりまして、意識改革によつて職員が一步踏み込んだ支援を行うことで支援の質の向上を図ることも重要だと考えてございます。あわせて、この民間金融機関とのイコールフッティングという懸念の観点も踏まえて、こういった業務拡大の見直しと政府保有株の売却は同タイミングでやるんだということについてもる御答弁申し上げているとおりでございます。あわせて、危機時の資金繰りや再生支援等のリスクの高い事業を行うという観点から、危機対応業務の責務、株主資格制限、それから危機対応及び特別準備金の、危機対応の準備金、特別準備金、こういったものを存置することにしてございます。今回の改革後も、商工中金の事業の状況を随時検証し、必要に応じて改善を促すことで、商工中金が民間金融機関とは差別化したビジネスモデル

を確立できるように政府としても取り組んでいきたいと考えてございます。

○石川博崇君 株主資格の対象から政府を削除することになりますが、その株主資格については中小企業組合及びその構成員等に制限するとされており、これによつて商工中金が中小企業のための金融機関と位置付けられる、まさにそのゆえんというふうにも言えるかと思ひます。

この株主資格の制限について、法案の中では、商工中金の将来的な完全民営化を見据えて、商工中金法を廃止した上で、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとするということが附則の第二条で定められております。

政府として、この商工中金の株主資格を制限していることの意義についてどのようにお考えか、その上で、将来的な商工中金法の廃止後について、商工中金の株主資格を制限することの必要性、これをどのように認識して、またその株主資格の在り方についてどのような措置を講じることが望ましいかと考えているのか、現段階での御所見を伺いたいと思ひます。

○政府参考人(小林浩史君) お答え申し上げます。

商工中金は、中小企業組合と政府の共同出資によりまして一九三六年、昭和十一年に設立されまして、それ以来、中小企業組合等に対する金融の円滑化を目的としてその株主資格を取引先でもある中小企業組合及びその構成員等に限定しているところでございます。言わば中小企業による中小企業のための金融機関という位置付けでございます。

商工中金が危機対応業務を含め中小企業の資金繰り円滑化を目的に経営されることを担保するためには、現在の商工中金の性質を堅持することが必要でありまして、今回の改正法案においても引き続き商工中金の議決権株式の株主資格を中小企業組合及びその構成員等に限定しているところでございます。

その上で、商工中金法の廃止をした場合にはと

いう御質問ございました。これは将来の完全民営化ということだと思ひますけれども、これについては、この法案の中でも、特別準備金を全額国庫納付しているか、それから商工中金に危機対応業務の責務を課さなくとも危機時の資金繰り支援に支障がないか、そして中小企業のための金融機関としての商工中金のビジネスモデルが確立できているか、こういったものを勘案した上で改めて判断することになってございます。

他方で、商工中金は全国ネットワークや再生支援のノウハウを持っていますけれども、地域ごとの支店数や職員数は決して多くはありません。地域におけるネットワークや地域密着型の支援については、地域の金融機関の方の方に強みがあると考えてございます。

そうしたことで言いますと、商工中金と地域金融機関、この双方がお互いの強み、特色というのを異なつて持つていていく中でありますので、これが良いように作用していくふうにすることがこの中小企業にとつての良い金融というふうに考えてございます。将来、商工中金法を廃止して完全民営化を行うという判断に至つた際にも、民間金融機関とは商工中金が差別化されたビジネスモデルを確立して、引き続き中小企業による中小企業のための金融機関としての性質を維持していくことが必要だと考えてございます。

こうした考え、るる申し上げましたけれども、できれば、完全民営化をした場合でも商工中金の中小企業向けの金融機関の根幹が維持されるよう、株主資格を制限するための措置等の必要な措置を講ずる、こういったことも改正法案の中には規定しているところでございます。

○石川博崇君 ありがとうございます。

中小企業にとつて非常に厳しい事業環境が続いている中で、事業再構築あるいは生産性向上、この支援を力強くしていただくことが求められております。

商工中金には、資金繰り支援はもとより、認定経営革新等支援機関としての事業再構築補助金申

請のサポートを行うことを含めて、これまでも力強く取り組んでいただいておりますけれども、今回、政府保有株式の全部処分に伴つて商工中金には業務制約が緩和されることとなります。今後、商工中金として、引き続き中小企業の事業再構築あるいは生産性向上にこれまで以上に貢献していただきたいと考えておりますけれども、関根社長から御決意を伺いたいと思ひます。

○参考人(関根正裕君) 中小企業の中長期的な構造改革課題は高度化、多様化しております。こうした中、経営資源が限定的である中小企業への事業再構築や生産性向上といった、いわゆる本業支援が重要になってきていると認識しております。

商工中金では、中小企業の金融の円滑化機能を維持しつつ、自立して経営のスピードを加速させ、中小企業への専門性や全国ネットワークといった特性を生かし、地域金融機関と連携、協業しながら、より広範に困難を極める中小企業の課題解決に取り組んでいく方針でございます。具体的には、中小企業のニーズが特に大きいと考える出資業務の強化、人材不足、DX支援など新たな取組を強化していき、中小企業の本業支援に取り組んでいく考えてございます。

例えば、脱炭素に向けたEV化など大きな転換点にある自動車産業においては、専門チームを設置し、事業再構築支援を積極的に行う取組を開始したところでございます。また、中小企業の生産性向上に向けたDX支援については、今回の業務範囲の拡充も踏まえ、金融機能とも融合した中小企業向けのデジタル基盤となり得るサービスの構築を目指してまいります。

DXについては、何から手をつければいいのか分からないといった声も多く聞かれます。こうした企業がワンストップで会計や受発注管理等の様々なサービスを利用できるプラットフォームとなるシステムを構築し、さらには、そのプラットフォームの中で、商工中金を含む金融機関、専門家による経営支援や金融サービスの提供を行うことを目指し、検討、準備を進めていく考えであります。

ます。

このように、商工中金では、引き続きビジネスモデルの一層の高度化、進化に取り組むとともに、法施行後には、速やかに今回の改革を生かし、中小企業への事業再構築や生産性向上に取り組んでいく考えてございます。

○石川博崇君 是非よろしくお願いいたします。

今回、政府保有株式の全部処分に伴いまして、主務大臣の認可規定、代表取締役等の選定に係るこの認可規定も削除することとなっております。商工中金は、かつての不正事案の発生など、こうした状況を真摯に省みて、地域金融機関との信頼回復にも努めながら、新たなビジネスモデルを推進して、それがおおむね確立できたという評価も得てきているところでございます。

しかしながら、今後、仮に経営陣の変化あるいは株主の変化が起こっていく中で、ビジネスモデルあるいは経営方針が逆戻りしてしまうのではないかと、そういった懸念の声も地域金融機関からは示されているところでございます。

そこで、大臣にお伺いしたいと思っておりますけれども、現行の政府関与の仕組みが縮減するわけですが、けれども、過去の不祥事の反省も踏まえて、今後、政府として商工中金の業務をどのように監督していくのか、ビジネスモデルや経営方針が逆戻りするようないことがないようにしっかり監督していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(西村康稔君) 今回の改革の狙いは、まさに自立した民間のガバナンス移行を目指していくと、中小企業による中小企業のための金融機関との位置付けを明確にするということでありま

す。そのために政府保有株式を全部売却するというところであります。そして、中小企業によるガバナンスを徹底する観点から、代表取締役の選定を主務大臣の認可対象から除外するなど、政府の関与を一定程度縮小していることになっております。他方、商工中金にこの中小企業のための金融機関としての役割を確実に果たしてもらうために、

定款変更時の大臣認可とか主務大臣による一般監督権限は維持する方針であります。例えば、中小企業のための金融機関という根幹に反する定款変更は防止をしますし、また、まさに過去の不祥事の根本原因とされましたノルマ主義とか経営陣からの過度なプレッシャー、こういったことから不祥事を招きましたので、こうした事態を防止する観点から、商工中金のガバナンスを監督し、不適切な行為があれば是正を指示したいというふうに考えております。

引き続き、政府としては、このガバナンスの状況を含む商工中金の事業の状況を随時検証し、必要に応じて改善を促すなど、しっかりと監督をしてまいりたいというふうに考えております。

○石川博崇君 予定されていた時間が参りましたので以上で終わりたいと思っておりますけれども、コロナ禍からの中小企業の再生、またアフターコロナでの積極的な投資の促進に向けてこの法案が資することを心から期待を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○委員長(吉川沙織君) 午後一時五十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時五十二分開会

○委員長(吉川沙織君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石井章君 日本維新の会、石井章でございます。御安全にという。

それでは、質問に入りたいと思いますが、まずその前に大臣にお伺いしたいんですけども、我が党は、日本維新の会は、これまで旧文通費を、名称も変更しまして、高木筆頭、いわゆる与党の

国対委員長とも何度か協議を重ねまして、名称が調査研究広報滞在費という、これになるだけ透明化しているというこの表れでありますけれども、この国会で、この国会、会期が二十一日で閉じます。この国会中に中身のもう少し見直しをしていこうということが合意された中で、前回までの中でまず名称だけ変更になったということでもありますけれども、これは大臣というか、一国会議員、個人の西村さん、西村衆議院議員という立場での御答弁で結構なんですけれども、これまで我が党が再三再四いわゆる議論をしようと、テールにのってくださいとお願ひしたんですが、なかなかかなわなかった。

しかし、昨日ですね、一つではありますけれども、委員長のあの六千円の手当を見直そうということがあったのは、これは一つ前進かと思えますが、最低限いつまでに、この政治と金の問題の根幹の部分ですね、この部分をいつまでに見直すか。それは、これはもう政府としての、恐らく大臣は政府としてお答えすることは差し控えないと、これまでの流れです。各党派で是非御議論いただきたいという答弁がこれまで繰り返されてきたわけでありまして、大臣の前にも一人の政治家としてどのようにお考えか、まず冒頭にお伺いします。

○国務大臣(西村康稔君) 済みません、冒頭、衆議院の本会議に出席をしておりました。遅くなりましたことをお許しをいただければと思います。

その上で、今の御質問ですけれども、まず、議員の活動なりに関することでありまして、議員を中心にして各党派で議論されるというのがふさわしい話でありまして、政府として答弁することは控えたいと思っております。一般論で申し上げれば、どんな予算も、その予算の性質などに応じて、できるだけ効率的に、また透明性

保持って使用するということが重要だと思っております。そうした点も頭に置きながら各党派で議論が進むことを期待したいというふうに思います。

○石井章君 ありがとうございます。

それでは、商工中金の法律の中身に入っていきたいと思っておりますけれども、いわゆるリスクを抱えたところに貸付けをする、これは本来であれば地銀の役目なんです。地銀が責任を負って融資をしていくということなんですけれども、しかし、地銀の場合には、景気のいいときには嫌でも貸し付けます。どんどんどんどん。いや、もっと借りられますから借りて来てくださいよと。ところが、景気悪くなったら蛇口をがらがん閉めて、プラザ合意の後のときと同じような形になったり、あるいはこれまでの流れの中で貸し剥がしがあつたり、そういったことが横行してきたわけであり

ます。

しかし、そこで、これは民間でありますから、株式会社でありますから、当然ながら、株主を見ながら経営をするということになれば、当然ながら、なるべくリスクをしない形での貸付けをしたいという気持ちは分らないでもないです。ただ、政府の、国の役目というのは、いいところにだけ餅を配って、悪いところはどんどんもう、とんでもないと、おまえら平民だから何でも食っていると、そういうような状況ではなくて、やっぱり困ったところにいかに手を差し伸べるかというのが、これ政府系の大事なところであると思っております。

ですから、この間、安倍総理のときにこのコロナのゼロゼロ融資とか始まりました。このときに危機対応融資をやるという宣言をしました。当時の大臣は、梶山先生が経産大臣でありまして、全く民間の、都市銀も含めて、どこも手挙げなかったんです。危機対応融資に対して、やらなかった。

それで、安倍さん、ああいう実力者でありますから、力もありますし、名前だけの総理じゃあ、今、今の総理とは言いませんよ、名前だけの総理じゃありませんので、本当に思い切った政策の中で、ゼロゼロ融資を含めて保険もしっかり組んであげると。そうしていったところ、民間も何とか、何だかんだ手を挙げ出した。それには、商工

会連合会等の地元の商工会を通ずと。それも、商工会も名前だけの判こだからということを経が予算委員会と言ったら、もう、すぐ一週間後に、その商工会の判こも要らないと、いわゆる銀行のフィルターに掛かっているのは、商工会は大体素人ですから、貸付けしているのは、商工会長なんというのは素人の集まりですから。あれ、立派にやっています、仕事は。だけど、その金融に関しては素人なので、銀行がふるいに掛ければ、そこを通ったものであれば大体問題ないということ

で、安倍さんはそれを梶山さんとの話合い、財務省とも話し合って、商工会長の持ち回りの印鑑はなしということで、罹災証明とかそういったものを含めて、いち早く融資が実行できるようにと。本当に困ったところに早くやろうということでもスピーディーにあの融資をやったことは、すごい、もう歴代の総理の中でもナンバーワンだと思います。

そうだったことで、今回、そういったことで、民間の方は本当に、民間の銀行に関しては、何だかんだ言いながら、もじもじもじもじしながら、やっというわゆる貸付先だけを見極めて、ああ、これは貸し剥がしなくても何とか返してもらえろなというところは形上やるのが多いんですよ。

ところが、やっぱり、そこで活躍したのがやっぱり商工中金なんです、商工中金。商工中金は、何年か前に危機対応融資で、もうさんさん私も何回も言っていますけれども、昔のことですからね、今から言えば、今の社長のときじゃないんです、前のときですけれども、危機対応融資ではない、ろんな不正の融資をやってしまった。これは全支店がやったんではなくて、私が調べたら、茨城の水戸支店はやっていませんでしたけれども。

そういうことも含めて、やっぱりこれまで商工中金あるいは日本政策金融公庫が担ってきた、政府系という立て看板の中でやってきたことが非常に大きかった。本当に困ったところに融資をしていただいた。しかもスピーディーに。しかも行員が少ない、各県にたくさんあるわけじゃありません

んから、そういう中でも対応をしてきたことは評価されると思いますけれども。

西村大臣は、この商工中金の在り方検討会ありますね、そこにおいても、幾度となく、中小企業のための商工中金改革、この改革という観点から議論をお願いしたいと西村さんはこれまでおっしゃっていただいていたわけであります。中小企業のことをもう本当に大変に御理解していただいている大臣だと存じます。ですから、政府による危機対応の対策の融資、これを恒常的設置の必要性について、大臣の方から御答弁をお願いします。

○国務大臣(西村康稔君) まさに商工中金は、これまで、リーマン・ショックとか東日本大震災の際にもまさに危機対応業務を実施してきました。御指摘のように、コロナ禍においても約三・八万件、約二・九兆円の危機対応融資を実施をしてきていて、ところであります。

政府としても、まさに金融収縮期、リーマン・ショックのようなときにはセーフティーネット保証などの保証制度、信用保証制度を活用した支援のみでは中小企業の資金需要をカバーできない可能性があるということ、また、全国規模の災害が発生した際には日本公庫だけでは十分に支援が行き届かないと、民間金融機関が御指摘のように危機対応業務を行う指定金融機関に参入していない現時点において、やはり商工中金のまさに全国のネットワークを生かした迅速な資金供給が重要であること、こうしたことを踏まえて、引き続き商工中金に対しては危機対応業務を実施する責務を課すという必要があると考えております。

その上で、お話ありましたとおり、今回の改革の狙いは中小企業のための商工中金改革ということとであります。商工中金自身も、この組織のDNAとして危機時の資金繰り支援を担っていく意思を表明をされております。定款にもこの危機対応の責務を有する旨を記載する方針でありますし、また、今回の改正法案におきまして、商工中金に對して危機対応業務を実施する責務規定をこれまでの附則から本則に位置付け直すということに

いたします。そして、政府保有株式の売却後も中小企業組合などへの株主資格制度を維持すること、引き続き商工中金がその責務を確実に果たすことを担保していきたいというふうに思っています。あわせて、商工中金が的確にこの危機対応業務を実施できるように、危機対応準備金の制度も存置をいたします。

こうした措置を通じて、改革後も中小企業が危機に遭ったときに商工中金の業務姿勢に不安を覚えることがないように、危機時における中小企業の資金繰り支援、万全を期していきたいというふうに考えております。

○石井章君 ありがとうございます。危機対応業務は中小企業のために是非とも存続していただきたいと思ひます。

しかし、そのための特別準備金や危機対応準備金の政府資金が継続されるということは、商工中金も当面は廃止されないということで、株主の、売却先には、先ほとおっしゃったように、中小企業組合や構成員などに限定する、これは上場しないで行うということでありますが、これはそういういったところに譲渡を想定しているということですが。そうすると、またこれ必ず、ふだんしっかり業務を遂行しない民間の方から、完全民営化など程遠いんじゃないかと、名ばかりの民営化だという非難の声を出す人もこれは必ずいるんだから。今でもいいますけれども。

それで、その政府株を全て処分した後にはそのガバナンスへの影響は極力排するということでありますが、商工中金法や危機対応業務は残すという、これはいいことであります。確かに、ただ、中身、そうすると、じゃ、支離滅裂じゃないかという印象は否めないわけでありますけれども、過渡期とはいえ、背反的なしつらえについて、政府の考えがあればお伺いします。

○大臣政務官(長峯誠君) お答えいたします。今回の改革の狙いは中小企業のための商工中金改革ということでございまして、不正事案発覚後の二〇一七年から五年以上掛けまして商工中金の

経営改革を進める中で、政府内で議論し、また、全国中小企業団体中央会などの中小企業側からも要望を踏まえまして、改革案を今回形にしたものでございます。

具体的には、民間ゼロゼロ融資の返済が本格化し、今後、中小企業の事業再生支援のニーズが高まると思込まれる今、事業再生支援の優れたノウハウを有する商工中金の事業再生支援などの機能強化を図るとともに、より柔軟で自立した民間のガバナンス移行を目指し、中小企業による中小企業のための金融機関との位置付けを更に明確化すること、意識改革により職員が一步踏み込んだ中小企業支援ができるようにするため、政府保有株式を全部売却をいたします。

あわせて、商工中金が危機時の資金繰り支援や再生支援、スタートアップ支援等のリスクの高い事業をしつかりと行うことを担保するため、危機対応業務の責務や危機対応準備金制度、特別準備金制度は存置するとともに、商工中金の中小企業による中小企業のための金融機関という性質を堅持する観点から、商工中金の議決権株式の株主資格は引き続き中小企業組合及びその構成員等に限定することにしております。そのため、商工中金法も維持するということになつております。

以上のようなことから、今回の改革は、繰り返しになりますが、あくまで中小企業のための商工中金改革であり、名ばかりの民営化とは異なるものであるというふうに認識をいたしております。

○石井章君 今回のいわゆる中身は、組合金融の円滑化ということが主たる目的でありまして、そしてその範囲内で事業再生企業への出資あるいは業務範囲の制約的なものが緩和されるということとありますが、中身の事業を見ますと、先ほど来質問が出ていますけれども、人材派遣業務などとも取り組むと、それから一番の肝は地域金融機関との連携を図ることが法律に明記されるということであります。

民業圧迫を回避する規定、いわゆる適正な競争

を阻害することのないように特に配慮することもある存続されるということでありますが、しかし、そうはいっても、これは批判的に言っているんじゃないですからね、こつちを立てればこつち立たずなんで両方の立場から物を言っているんですけれども、民間企業から、民間の銀行などからすれば、この対等な競争環境になどあるわけないだろうと、いわゆる政府がバックにいてですね。しかも、今度は協調融資もしなさいと、あるいはシンジケートも組んでもいいということ、形とすればそういうことになるわけですけども、今まで、商工中金どこぞ支店があつて隣に民間の銀行が、都市銀ありましたと、これ先ほど言ったとおり、全く口開いたことのない同士がいきなり協調融資といつても難しい、しかも片方は政府がバックにいるのに何で一緒にやるんだというような気持ちを持つていている人が多い、これ実際に民間のいわゆる銀行の支店長からもお話を聞いたわけでありますが、そうすると商工中金の競争的優位性は変わらないだろうということなんですね。

しかし、これはもう政府側は、いや、そうならないようにしますと言うことは重々分かっています。ただ、民業圧迫につながるのではないという危機する声が上がっているのも事実だということをお知らせする意味で今お話ししているんですけれども、今回の改正をもつて商工中金の新業態、新しい業態、具体的にこれが目玉だというのはどのようなものにしていくのか、考えを御説明お願いいたします。

○大臣政務官(長峯誠君) お答えいたします。委員御指摘のとおり、政府保有株式を全部処分したとしても、準備金制度等が残る中では民間金融機関からイコールフッティングへの懸念があるという声があることは十分承知をいたしております。ですからこそ、今回の改正法案におきましては、適正な競争関係を阻害することのないように特に配慮しなければならぬとする民業圧迫回避規定を存置することとしております。

また、商工中金は、全国ネットワークや再生支

援のノウハウを有しておりますが、地域ごとの支店数や職員数は決して多くはございません。地域におけるネットワークや地域密着型支援につきましては、地域金融機関の方に強みがあると認識しております。

このように、両者の強み、特色が異なるために、商工中金が中小企業のための金融機関としての役割を十分に果たすためには地域に密着した地域金融機関との連携が不可欠でございます。

委員御指摘の、隣同士で口も開いたことないというのはかつてはあつたやには聞いておりますけれども、これまで商工中金も民間金融機関と業務協力文書を積極的に締結してまいりまして、既に三百八の業務協力文書を締結するなど、地域金融機関と具体的な連携を図ってきたところでございます。

商工中金と民間金融機関の連携を一層強化する観点から、本改正案におきましては、事業の再生その他の事業活動の活性化が図られるよう、銀行その他の金融機関と連携するよう努めるものとするとの規定も設けているところでございます。

政府といたしましても、商工中金がほかの金融機関との適正な競争関係を確保しつつ、商工中金が民間金融機関とは差別化されたビジネスモデルを確立できますよう、事業の状況を随時検証し、必要に応じて改善を促すなどにより取り組んでまいりたいと存じます。

○石井章君 ありがとうございます。

今日は関根社長来ていますので、いろいろじっくりお話を伺いたいんですけども、関根社長は、皆さんも言うまでもなく、民間のいわゆる第一勧業銀行時代の改革を手に掛けた、名前は出てきませんが肝腎の方でありまして、そういった方の手腕を買われて、前社長の安達さんから関根さんに替わったと。これ替わったとき、私よく見えていますから、期待されて来たということで、風貌はおとなしいけれども、相当気持、大概を持った方だというふうにお伺いしております、あなたの部下の方からですね。

それで、民間金融機関、いわゆる民間の銀行からの借換え等を受ける場合は、特に商工中金という、例えば各県にそんなに支店がないから、県央にはあるかもしれない、例えばいわゆる首都圏の真ん中にある、いわゆる、ところに一か所あつて、例えば県南とか県北とか山の方へ行くとな。まあそこには銀行も、今、郵便局もないような時代になりましたけれども。特に、今なかなか商工中金というのは一般の中小零細企業さんとはお付き合いがないかなというものがイメージとしてあるんですけども、先ほど担当者に聞いたら、いや、そういうこともないんですよということがあります。

その民間の銀行からの借換え等を行う場合に、民間の銀行に物すごい気を遣っているんですね。もう、私は実際に行つて話していますから、これやつて民業圧迫と言われませんかねと、大丈夫ですか、何かびくびくしながらやつているんですよ。

だから、やつぱりかわいそうで、一生懸命やろうとしているのに何か、私は何回も言うけど茨城県なんです、水戸が県庁所在地で、そこに商工中金さんがあつて、隣に元富士銀行の銀行があつてと。富士銀行といえは大体、あつ、第一銀も同じだよ、今ね、流れは、ですから、その銀行さん、いわゆる、まあみずほ銀行ですよ、だからね、みずほ銀行があつて、隣同士が全然もう意思の疎通もないと。だから、そこで協調融資などというのは全く信じられないと。向こうから頭下げることもないし、こつちから言うこともない。まあ財務省が何かが行つて中に入つていいたら、それほど大きな案件でもないし、やはり地方で扱う案件などというのはそんな大きいものじゃありませんから。ですから、そういうことが常に民業圧迫受けるんじゃないかと。だから、本当はもっと安い金利で融資したいのに、余り安くしちゃうと、隣の銀行でやつているレートよりも高くできな。そういうことも実際に現場であるん

で、関根社長には絵に描いた餅で終わらないように、今日言っている、大臣からみんな政府の方も言っていること、内容的にはすばらしいことなんだけれども、実際これを現場でやつていくとなるとなかなか厳しいかなというふうに感じているんですけれども、関根社長からお考えをお伺いしたいと思います。

○参考人(関根正裕君) お答えします。

確かに、不正事案のあつた頃は、危機対応融資を使つて民業圧迫的な行為があつたというふうに聞いております。ただ、当時を本当に深く反省をして、この五年間、決してそういうことのないようにということでしたとやりとやってきました。クレジットポリシーの中にも、お客様の意に反したような肩代わりといったことはやらないといううなこともしっかりと明記しております。

そして、先ほど政務官からも答弁ございましたが、業務連携協定、この数がもう三百、再生支援に至つては百の金融機関と提携をしております。そういったことから、最近、地方銀行協会、第二地方銀行協会その他から商工中金に対するそうしたクレームもなく来ております。

シンジケートローンの案件も多数行つておりますし、これからも民間金融機関と連携、協業を図りながら、しっかりと地域経済のサポートに取り組んでいきたいというふうと考えております。

○石井章君 確かに、ローマは一日にして成らずじゃありませんけど、決まったからすぐ次の日に全部が解決するわけじゃないんで、やつぱりひたむきな考え、その努力がないともうできないと。だから、それまでには、いろいろ民間の金融機関の方はもう百戦錬磨で、いろいろしたいいろいろいたしますから、だからそれを我慢してやっていただきたいと思うんですけども。

特に、地域金融機関とは連携あるいは補完ということが強化されるということでありましてけれども、ただ、対象とされるのが、信用金庫あるいは信用組合には、その連携を果たす場合には信金中央金庫あるいは全国信用協同組合連合会、これが

あるわけですね。しかし、それらを差し引いて商工中金が連携するとなると、現実的に可能なのかどうかね、どうなのか、社長、お伺いします。

○参考人(関根正裕君) これまでも五年間しっかりと連携、協業してきましたし、これから也十分可能だと考えております。

○石井章君 今日は過去の数字がどうか、関根社長になってからどういう案件でどうだということまでは聞きません。それは聞いたらまたいろいろ問題があると思うのでそれは聞きませんけれども。

政府は、民間を窓口とする危機対応融資を行っていく取組を、これはやっぱり強化すべきであるというふうに思います。民間がなぜ危機対応業務に手挙げないのか。これ、先ほど言っていましたけれども、昨年のコロナ、一昨年から始まったコロナ融資で全く民間が危機対応融資に手を挙げなかったということで、そのときは政治のリーダーがしっかりとしていたので、まさしく安倍さんでありますから、安倍さんと梶山さんの連携の中での早い対応だったんですよ、すごい。これはやっぱり、こういう政治家いるんだなという思いで私も関心しました。予算委員会終わって一週間後のときには各銀行にもう回っていますから。

そういう、早くできるのは西村さんも同じだと思うんですけども、経産省、どのように今後進めていくのか、御答弁をお願いします。

○政府参考人(小林浩史君) 御質問いただきまして、危機対応融資にもっと民間金融機関も参入していただきたいと、こういうお話だったと思います。

これにつきましては、私どももいろいろ改善を重ねてきております。金融機関から聞こえてきますのは、事務手続等々が煩雑なところがあるのではないか、若しくは、システム等々について、しっかりと作り込んでその準備をしていくことについて大変ではないかというようなお話もございました。こういう点については、財務省等とも御相談して、るる改善をしてきてございます。

それから、システムについてのお話だけ申し上げると、午前中の質疑の中でもございましたけれども、これ、商工中金が今回、業務範囲の拡大ということをしていきたいと思います、システム販売みたいなことを、自身の危機対応業務を担っている中でやっているシステムを外に開いていく、こういったことについてもあり得る一つの選択肢だと考えてございます。

こういったような不断の取組を通じて、指定金融機関ということで手を挙げていただく民間金融機関というものを一つずつでも増やしていく、こういった取組を続けていきたいと考えてございます。

○石井章君 やっぱり商工中金を利用している、利用されている中小零細企業の方というのは比較的、パーセンテージからすると、もちろん民間の銀行よりは少ないの当たり前なんです。数も少ないし、そういったことを考えれば当然なんですけれども、でもやっぱり、商工中金の、借りるには組合に入るわけですね。これは当然組合に入つてその資格を得て、そして融資を受けると。そうすると、一回借りた人は商工中金の良さというのをよく分かっているんですよ。

これは同じ政府系でも、余り声高に言いたくないんですが、日本政策金融公庫、ゼロゼロ融資でどんどんどんどん貸し付けました。今、多分ここにいる自民党の先生方も、私の事務所にも、今まで、私は商工会にも関連していたことあるんで、小規模事業共済法の貸付けの担当もやっていますけれども、今、地元のこういう企業困っているんで何とかお願いしますと言っても、それは口利きですとかと言われる。口利きですかですよ。別に商売としてやっている、なりわいとしてやっているんじゃないやなくて、政治家として困っている人、手を差し伸べる、あるいは、本人が慣れないから、その会社が、こういう人行きますのでお願いしますと言うだけでも、これ本店も一緒ですから、今、いや、商工中金じゃありませんからね。同じ政府系でもそういう差が出てきているという

ことなんで、私はそうならないように、何のための政府系なのか。

今、そういったところのいわゆるゼロゼロ融資のこの返済が始まるうとしていの中で、目的と若干、同じ会社が、この会社を舞台回しするのに例えば五千万借りました、五千万のうち二千五百万がこういう事業、あと残りがこういう事業って申請しました、そのうちの三割がその計画に入っていないかったことに使われていたということであっても、このコロナの中でどれだけ企業が売上げが下がって、新しい分野の仕事をつくっていくということに、せつかく借りた五千万だから有効に使おうと、人に貸すんじゃないやありませんからね、社長に貸すとかじゃないやなくて、その企業でこのお金有効に使っていくというのに関しても、物すごい貸し剥がしのような状況が今続いていると、そういう支店もあります。これは今回の質問でやりませんが、秋の臨時国会ではしっかりと精査していたと思うんですけれども。

そういったことに、いわゆるみんなが心配しているのは、商工中金のいいところ、中小企業支援政策そのもののこの見直しとかいわゆるサードの低下につながるのいかどうか、そういう懸念をしている、持っている、実際の商工中金の利用者ですからね、国民といっても国民は幅広いんで、特に中小零細企業で商工中金さんにお世話になっているところがそういう懸念を持っているんですけど、関根社長、御答弁をお願いします。

○参考人(関根正裕君) お答えします。

まず、商工中金、昭和十一年に設立以来、中小企業の資金繰りの円滑化というこの法目的に沿ってしっかりと伴走支援を行ってきました。

このお客様に寄り添った、その財務諸表、担保、保証のみならず、お客様の事業をしっかりと理解した上でのサポートが御評価いただいているんだと思います。この姿勢を、これはもう商工中金のDNAとして染み付いていると思います。そしてまた、今回、商工中金の企業理念、パスを制定いたしました。このパスに基づいて、

で、これからも変わらずしっかりと運営していくということでございます。パスに基づいては、今回の株主総会で定款に盛り込むことも予定しております。

これまでの姿勢を変えることなく、しっかりとサポートしていくことが我々の使命だと思っておりますので、その変わらない使命の中で変わり続けるということをやっていききたいと思っております。

○石井章君 時間ないんでもう一度社長にお聞きしますが、これも、この民衆圧迫という声は聞きながら、それはまあ言う人は言いますから、だけど、商工中金だからこそ可能な、本当、真に必要な中小企業への融資、もうこれが使命ですからね。外野はうるさいの、何でもいいますよ。国会でも外野はうるさくて、ががあがあがあやっている、私の党かもしれないんですけど、それはね。そういったこともあります。年中行事のところもありますから、そういうことも、これも国会は国会ですけれども。

実際、民間のそれで食べている、毎日毎日が日銭が入らないと困るところもあるわけですよ。そういうところの企業の中で、商工中金さんがないと大変だなと思う気持ち、これが本当に一〇〇％民間になったら本当に貸してくれるのかという懸念があるという、そういうことを思っ、最後に、新しい新規事業が必要だと思う気持ちがあると思いますが、その取組の方向性について社長からお伺いします。

○参考人(関根正裕君) まず、商工中金変わるんじゃないかという、そういった御心配につきましては、先ほどパスのお話ししましたが、今回、株主が、政府は外れますけれども、従来から同様、組合とその傘下の企業ということでございす。もう我々はまさにその中小企業組合と組合、傘下の企業のために活動すればいいわけでございます。我々が上げる収益は当然のことながら組合、傘下の企業に還元されますし、我々が投資する人的資本投資、設備、システム投資、こういった

たものも全て中小企業のお客様のための投資でございますので、そういったことからきちんと循環するとうふうを考えておりまして、引き続き中小企業の皆様のために頑張っていきたいというふうに思っております。

○石井章君 貴重なお時間ありがとうございます。終わりにします。

○磯崎哲史君 国民民主党・新緑風会の磯崎哲史です。どうぞよろしく願いをいたします。

私から、実際の法律の今回の中身、改正の中身についてまず何点かお伺いをしていきたいと思ひます。

まず、危機関連の様々な保証の業務ということで、皆さんお手元に資料をお配りをしているんですけども、一枚目です。

危機関連保証という、現在そういうものがありまして、上の図のところに三階建てで書かせていただきました。危機関連の中においては三階建てになっておりまして、一般保証、そしてセーフティーネット保証、そして一番上、赤字で書いてありますけれども、危機関連保証ということで、今回、コロナ禍においてはこの三階建ての一番上の部分、危機関連保証というものが初めて発動されていきます。三階建てにしてから、実はこの三階目の危機関連保証というものが発動されたのは今回コロナ禍が初めてということでありました。約六十九万件の利用実績があったということで承知をしています。

改めてなんですが、政府には、この危機関連保証が果たしてきた役割とその効果に対する認識をまずお伺いしたいと思ひます。

あわせて、この危機関連保証を今回見直すことになりました。同じく資料一の下側の絵になるんですけども、現行でいきますと、申請されてから、その指定期間内に申請されて実際に利用が始まっていれば対応可になるんですけども、その指定期間後に実際に利用が開始になっていきますと、これ利用できないということになるんですけど、ところが、申請してから利用されるまでの間

に大体審査期間が一週間から二か月程度掛かるということ、これ当然またいでしまうことが想定をされるということですので、今回、改正後はこういう形で全てが網羅されるような形になるんですけども、今回、あわせて、この見直しの判断を行った立法事実について併せてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(西村康稔君) 危機関連保証についての御質問でございます。

これにつきましては、例えばリーマン・ショックと同程度に資金繰りDIなどの指標が短期かつ急速に低下している場合など、著しい信用収縮が全国レベルで生じた場合に発動することを想定をして、いわゆる一般保証、そしてセーフティーネット保証とは別に、更に別枠の保証限度額二・八億円を措置するものであります。いわゆる三階建て部分の一〇〇％保証という枠であります。二〇一八年に創設をされ、コロナ禍で御指摘のように初めて発動されたものであります。

同じくコロナ禍で全国に発動しましたこのセーフティーネット四号が二〇％売上高減少を要件としているのに対して、この危機関連保証は一五％の売上高減少との要件を満たせば利用可能ということで、こうした条件、要件の下、コロナ禍では、二〇二一年十二月までの合計二十三か月の指定期間中に約六十九万件、約十四・五兆円が利用され、多くの中小企業の資金繰りの円滑化に効果があったものというふうに考えております。

他方で、この危機関連保証の利用には、まず市区町村長に対する認定申請、市区町村長による認定、融資、保証の申込み、融資、保証の実行という四段階のプロセスが必要でありますけれども、現行制度では、この危機関連保証の指定期間中に融資、保証の実行まで終えることが必要ということになっております。

今回、何かこれで特段支障があったということは承知をしておりますけれども、しかし、今後の様々な危機に備えていくには、この指定期間中に認定申請を行っているにもかかわらず、融資、

保証の審査に時間を要し制度を利用できないという事態も考えられますので、それを回避しようというところで、今回、中小企業信用保険法第十五条を改正することによりまして、危機関連保証の指定期間中に市区町村長に対する認定申請さえ行えば危機関連保証を利用できるようにすること、中小企業の危機関連保証利用に関する予見可能性を高め、危機時における資金繰りの更なる円滑化を図ろうとするものであります。迅速に利用してもらえようようにするというところで資金繰りを支援していこうというものであります。

○磯崎哲史君 今大臣からの御説明の中で、こういったプロセスによってこの危機関連保証が受けられなかったという大きな事案は特に今回なかったということですが、万が一に備えて更に適用範囲を広げたということ、理解をいたしました。改めて見てみますと、確かにまたぐ可能性は十分にあったということですから、これはしっかりと見直すのはいい方向だというふうに認識をしています。

あわせて、皆さんに、資料としては二枚目の資料です。

こちらで危機対応関連の話になるんですが、これは商工中金向けといえますかね、商工中金のスキームということで危機対応業務というものがあります。これは政府、日本政策金融公庫の後ろ盾で指定された金融機関が行える金融対応業務ということで、現在は商工中金のみがこれ指定銀行ということになっていくということで、今この二つの危機対応に連関する様々な保証とどうか業務とつながりがあるという状況になっているんですが、今回の法改正によって中小企業信用保険法の第十九条が見直しをされて、同一の危機事象について危機対応業務と危機関連保証が発動されている場合、商工中金の危機関連保証の利用を認めないということなので、事象が同じだった場合には、この一枚目と二枚目でいくと一枚目は商工中金は使えなくなるという、こういった見直しがされることになっていきます。

改めて、ちよつと立法事実、確認をさせていただきたいんですが、今回のこのコロナ禍においてはこれ両方とも指定がされていたということでありますけれども、具体的にどのような問題があったのか教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(小林浩史君) お答え申し上げます。

ただいま委員から御説明いただきましたけれども、危機対応業務と危機関連保証と二つの制度がございます。コロナ禍では、初めて同一の危機事象についてこの危機対応業務と危機関連保証が発動されておりまして、商工中金は危機対応業務に注力をして、約三・八万件、約二・九兆円の融資を実施してございます。

このコロナ禍で商工中金が危機対応業務と危機関連保証の双方を担ったことに伴う具体的な問題というのは発生しているわけではございませんけれども、他方で、制度上は、危機対応業務は財政投融資から貸出原資の提供を受けることが可能であるものの、中小企業向け融資の場合、日本公庫による損失補填割合は八割となっておりまして、商工中金による一件の融資当たり平均しての保証料の負担というのが掛かりますが、これが一件平均として約六十万円ということ、商工中金に発生いたします。

他方で、危機関連保証という制度は、貸出原資は商工中金自身で調達する必要がありますけれども、一〇〇％保証であり、信用保証料は中小企業が自分で負担すると、こうなっております。制度上は、商工中金が個別の事案を踏まえて、危機対応業務ではなくて危機関連保証の利用を優先するということも考えられるところでございます。

他方で、これ中小企業のためのということで、中小企業の身になって考えてみますと、金利負担等の条件が同一であれば、民間金融機関からの今後の借入れのために危機関連保証の枠を残すべく、商工中金の危機対応業務による融資を希望するという可能性も高いと考えております。

今回の改正は、こうした中小企業の利便性に配

慮をし、商工中金が危機対応業務に注力すること
を制度上担保するためのものと考えています。今
回の措置を通じて危機時における中小企業に対す
る十分な資金供給に万全を期してまいりたいと考
えてございます。

○磯崎哲史君 今御説明いただきました。中小企
業の利便性の向上というお話もありましたけれど
も、利用料を含めてですね、利便性の向上という
お話ありましたけれども、ただ、これ事業者側か
ら見ますと、政府系金融機関だろうが民間金融機
関だろうが、事業継続に必要な状況の中でその融
資が得られる、保証が得られるということであれ
ば、相談できる金融機関が多いにこうしたことはな
いのかなというふうにも考えます。

そうすると、今回の見直しについては少しそれ
が狭まるというふうにも捉えられますので、そう
いったときに、これ事業者側からは今回のこの見
直しに対してはどんな要望があったのか、また一
方で、商工中金としては逆に自分たちの業務とし
ては減っていく方向になりますので、商工中金と
してはどのような受け止めがあったのか、この
点、確認をさせていただきたいと思えます。

○政府参考人(小林浩史君) お答え申し上げます。

今回の改正内容につきましては、二〇二三年二
月二十七日に開催いたしました中小企業政策審議
会金融小委員会におきましてお示ししております
けれども、オプザバーとして参加しております
た中小企業関係団体からは特段の意見はございま
せん、改正の趣旨について御理解いただいたも
のと承知してございます。

また、商工中金は組織のDNAとして危機時の
資金繰り支援を担っていくと、社長も先ほどおっ
しゃっておりましたが、こういう意思を表明して
おりまして、本年六月二十日に開催される株主総
会において、この危機対応業務の実施の責務を有
する旨を記載する定款改正案を諮る方針とも聞い
てございます。

このように、商工中金が危機対応業務に注力す

ることを制度上担保するための今回の改正内容
は、商工中金からは自らの方針とも軌を一にする
ものであると受け止められていると承知してござ
います。

○磯崎哲史君 制度上、そうした形でより危機対
応の業務をしつかりと商工中金が行っていくとい
う、位置付けを変えていくというのは、確かにそ
れはすつきりといえますか、しつかりとという
形で体系整えていくというのはある意味必要だと
思うんですけども、やっぱり現場目線で見たと
きに、逆に、この事象のときは商工中金使えてこ
の事象のときには使えない。

今、同一の事象においてはこの二枚目の危機対
応業務しか使えなくなるとお話ししましたけど、
事象が違えば引き続き商工中金はこの危機関連保
証は実際に行えるということだというふうに思い
ますので、そうすると、事象によつて商工中金が
使えるものが変わってくるとすると、逆に現場と
しては混乱を招くことになりかねないかなと、使
う側からすると混乱しないかなということを懸念
してしまふんですけども、その点について何か
政府としてお考えありますでしょうか。

○政府参考人(小林浩史君) お答え申し上げます。

危機関連保証は、例えばリーマン・ショックと
同程度に資金繰りDI等の指標が短期かつ急速に
低下している場合など、著しい信用収縮が全国レ
ベルで生じた場合に発動する制度でございます。
先ほど御答弁させていただいております。他方
で、この危機対応業務というのも、リーマン・
ショックや大規模災害等の真の危機時に限定して
発動するというところに不正事案以降方針を決めて
おりまして、多くの場合はこの危機関連保証が発
動される場合には危機対応業務も発動されてい
ると、こういうものだと承知をしております。

なお、委員おっしゃるとおり、これは中小企業
目線でのうなのかと、不便ではないのかというこ
とが重要だと思っておりますが、中小企業が危機
時に融資を受ける場合というのは、取引先金融機

関に相談するということだと思えます。その場
合、商工中金を含め金融機関はどのような場合に
危機関連保証や危機対応業務に基づく融資が可
能なのか把握をしておりますので、中小企業に対
して適切な融資メニューを紹介するということだと
理解しております。

いずれにせよ、現場で混乱をしないようにする
ことが重要でございますので、商工中金だけでな
く、中小企業関係団体、民間金融機関、地方自治
体を含め周知を徹底するなど、しつかりと取り組
んでまいりたいと存じます。

○磯崎哲史君 今、最後言われました、地域の商
工会議所ですとか経済団体としつかりと連携取っ
ていただいて、いざというときに混乱しないよう
にさせていただきたいというふうに思います。

あと一点、この関連で、この二枚目の危機対応
業務の実施の責務について、これまで附則の第二
条の二項において規定していたものを、今回の改
正で本則の第二十二條の三に規定するということ
になっていきます。附則から本則に移したその狙
いと従前とのその効果の違いについて確認をさせ
てください。

○国務大臣(西村康稔君) 先ほど来御説明をさせ
ていただいておりますけれども、まさに商工中金
は、リーマン・ショックとか東日本大震災とか、
そうした危機時、コロナ禍でもそうでありまし
た、そうしたときに危機対応業務をしつかりと実
施をし、役割を果たしてもらうということであり
ます。商工中金自身も組織のDNAとして危機時
の資金繰り支援を担っていく意思を表明をされて
おられます。今後定款にもその旨を記載する方針
であります。

今回の改正法案におきまして、まさに御指摘の
ように、この危機対応業務を実施する責務の規定
を附則から本則に位置付け直すということは、引
き続き商工中金がその責務を確実に果たすとい
うことを担保する大きな意味があると思ってい
ます。これは、危機対応業務の義務化という株主資
格の制限に対する全国中小企業団体中央会の強い

要望にもお応えするものであります。これに関連
して、商工中金が的確に危機対応業務を実施でき
るように危機対応準備金の制度も存置すること
しております。

こうした措置を通じまして、今回の改革後も、
何か中小企業が商工中金のこうした業務姿勢に不
安を覚えることがないよう、危機時における中小
企業の資金繰り、これをしつかり行うということ
を明らかにするものであります。

○磯崎哲史君 より商工中金の位置付け、責務を
明確に法律の形の中でもしていくということを受
け止めたいというふうに思います。

ちよつと順番入れ替えまして、最後に通告をし
ていた質問を先にさせていただきたいと思いま
す。

少し全般的な質問になるんですけども、今
回、コロナ禍において様々な支援策行われまし
た。各種給付金ですとかゼロゼロ融資、この中小
企業支援策が行われましたけれども、実際に、企
業の倒産件数を低水準に抑えるなど、事業者の事
業継続に貢献があったというふうな認識をしてい
ます。ただ、その一方で、不正受給問題ですと
か、その運用をめぐって様々な課題も見えてきた
というふうな考えています。

政府として、今回のこのコロナ禍における中小
企業支援策の展開についてどのように総括してい
るかということと、あわせまして、コロナ禍で実
施されてきた個々の支援策の事後の評価ですと
か、あとはこの先の支援先のフォローアップをど
のように実施してきているのか、実施していくの
か、この点について確認をさせていただきたいと
思います。

○国務大臣(西村康稔君) まさに、コロナ禍にお
きまして私もコロナの担当大臣をしておりまし
て、この中小企業の皆さん、事業、雇用、生活を
守っていくという方針で、御指摘のありましたよ
うな持続化給付金、そしてゼロゼロ融資などで
すね、もう最大限の支援を行ってきたところであ
ります。その結果、御指摘のように、倒産件数も低

位で推移してきたところであります。

一方で、この持続化給付金について申し上げれば、とにかく迅速にお配りするという観点から、性善説に立つて、まずは早くお届けするという方針で臨んでまいりました。そうした中で、不正受給もかなりの数確認されているのも事実であります。自主的に返金されたものもかなりございます。

そこで、一時支援金以降の事業者向け給付金では、不正防止の観点から、商工会議所等による申請書類の事前確認を行うなどの対策を講じたところであります。また、まさに誤って受給した事業者からの自主返還を求めたり、あるいは不正の疑いのある案件につきましては調査を通じてその返納を求めておりまして、訴訟も含め厳正に引き続き対処していきたいと考えております。

今後、まさに五類に移行し、経済活動が平常化してきておりますので、まさに、まあ言わば守る姿勢から今度は攻める姿勢へ、需要も回復してきておりますし、静から動へという状況になってきておりますので、中小企業のいろんな取組、前向きな取組を是非支援をしていきたいということで、具体的には、もう御案内のとおり、ものづくり補助金とか事業再構築補助金とかIT補助金など、まさにGX、DXという時代の要請に応える形で、新しい挑戦、そうした取組をしっかりと応援をしていきたいというふうに思っております。

また、ゼロゼロ融資の返済期限が夏頃にピークを迎えてくるんだと思いますので、コロナ借換え保証制度を一月から開始しておりますし、こうした仕組みによって中小企業の収益力改善を支援をしていきたいと思っております。

コロナ支援策のうち事業再構築補助金につきましては、第一回公募の採択者の多くが昨年度事業、補助事業を完了したばかりであります。順次報告を受けておりますので、この間、補助金をどういうように活用し、どうした事業展開をしているのか、そうしたことをしっかりと政策効果を評価をし、フォローアップをしていきたいというふう

に考えております。この間のいろんな仕組みもしっかりと検証して、今後の中小企業政策につなげていきたいというふうに考えております。

○磯崎哲史君 ありがとうございます。

今大臣からもお話をいただきましたけれども、このコロナ禍、やっぱり前例のない様々な取組を政府としてもされたと思いますし、危機対応の業務、商工中金も含めて、民間の金融機関も含めてされてきたんだというふうに思います。是非、今回の事例しっかりと見直しをしていただいて次につなげていく、そうした機会に是非していただきたいと思います。

もう時間がないので質問はもう終わりたいと思いますけれども、商工中金の過去の不正については、私もちょうどこの経産委員会に所属しておりますので、当時の調査報告書も含めてつぶさに読み込みましたし、相当辛辣な、調査結果については相当厳しい御意見がそこには記載されていたのを今も覚えています。

是非、今後、商工中金、この民営化に向けた動きの中では、過去のこうした事例をしっかりと、もう御認識はきつと社長含めて皆さんされているとは思いますが、それを踏まえた上で取り組んでいただきたいというふうに思いますし、是非、そうしたことが二度と起こらないように経産省としてもしっかりとそこは監視をしていくといえますかね、管理をしていくといえますか、株式は売ってしまえますけれども、責任を持って見ていただきたいというふうに思います。その点、お願いを最後にさせていただきますまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○岩渕友君 日本共産党の岩渕友です。

初めに、男女共同参画に関わって質問をします。各国の男女格差を示すジェンダーギャップ指数を見ると、日本が百四十六か国中百十六位と極めて低い順位です。政府が示した女性版骨太の方針では、東証プライム市場に上場する企業の女性役員の比率を二〇三〇年までに三〇％以上、J—S

t a r t u pにおいて女性起業家の割合を二〇％にするとしています。これは当然だと思うんですね。

同時に、地域の経済を支えている中小・小規模事業者の女性経営者や女性従業員の方々の地位向上、これは切実な課題です。

全商連婦人部協議会が昨年の六月から七月に行った実態調査というものがあるんですけども、全国から八千人分を超える回答が寄せられて、その結果をまとめたものが今年の三月に公表されています。(資料提示)これがそのまとめたものなんですけれども、事業者の方々がどんな実態の中で営業をされているのか、是非大臣や長官にも知っていただきたいということで、委員会が終わったからこの冊子お渡しをしたいと思いますので、是非御覧いただきたいなというふうに思います。すし、経産省として自営業者の皆さんや小規模事業者の皆さんの実態を是非調査していただきたいと思います。

それで、資料の一を御覧いただきました。これは今紹介した実態調査の中から幾つか抜粋をしたものなんですけれども、コロナ禍での売上げ状況は、二〇一八年と二〇二一年比べてみますと、横ばいの割合が落ち込んで、減少した割合が増えています。営業所得だけでは生活できないという回答が半数近くに上っているんですね。自営業の所得水準が低迷をしている下で、二五％の自営業の女性が収入確保のために家業以外で働いているという実態です。

そこで、大臣に伺うんですが、これ非常に深刻な実態ではないでしょうか。

○国務大臣(西村康稔君) まず、是非、意欲ある女性は是非ともいろんな機会で活躍をしていただきたいと思えますし、大企業、中小企業、小規模事業者問わず、是非、そうした意欲、能力を生かす機会を大いにつくっていかねければならないというふうに思いますし、そのことが日本の経済全体の成長につながるというふうに私は確信をしております。

そうした中で、特に小規模事業者においては家族経営も多いですから、夫婦一緒に頑張っている中小企業の皆さん、小規模零細の皆さんも多いです。すし、お子さんも含めて大変な苦勞をしておられる、特にコロナ禍で厳しい思い、さらには今の物価高、いろんなエネルギー高、そして人手不足の中で厳しい思いをしておられると思います。しっかりと、一生懸命頑張っておられるそういった皆さんの応援をしていきたいという思いであります。

もう御案内のとおり、ゼロゼロ融資の返済期限も迎えますけれども、その返済猶予などの取組を金融機関にもお願いをしておりますし、要請を何度となくしておりますし、また、借換え保証制度も一月から実施をしております。資金繰り支援に万全を期していきたいと思えますし、何より取引の適正化、価格転嫁ですね、これを大企業から、親事業者からしっかりとそれが事業者を受け入れてもらえるように、今も三十万社全国で調査も行っておりますし、引き続き大企業にはこのことを強く要請をしていきたいというふうに思っております。

また、小規模な事業者の方々がよく利用される持続化補助金であるとか、あるいはIT補助金であるとか、こうしたものでちょっとした工夫とかですね、ちょっとした何か資金の必要なときにそれを応援して営業につなげていく、そういった取組を引き続きしっかりと後押しをしていきたいというふうに考えております。

○岩渕友君 暮らしと商売を守るやっぱり施策が必要だということです。

この女性を始めとする家族従事者の働き分を経費として認めない所得税法五十六条の廃止が重要です。ジェンダー差別の根幹に関わる問題でもあり、廃止に向けた運動が広がっています。資料の下の右下にあるように、自家労賃が認められていないのは先進国ではまれな例というふうになっているんですね。

それで、資料の二を御覧いただきましたけれども、所得税法五十六条の廃止を求める意見書

が採択された地方議会は全国で五百六十六に上っています。この資料二は北商連婦人部協議会の皆さんが調べたもので、北海道では、百七十九ある自治体のうち、今はこの調査のときよりちょっと更に進んで百二の自治体が採択をしているということなんです。この声に応えるべきだということをお求めおきたいと思います。

次に、信用保険法に関わって質問をします。

法案では、経営者保証の解除の要件を定めて解除の範囲を広げるということです。これは、中小企業家同友会全国協議会や全国商工団体連合会といった中小事業者の団体、そして我が党も求めてきたことであって、一歩前進だというふうに考えています。

けれども、要件の一つとされる法人から代表者への貸付け等がないことという要件を満たす事業者は、昨年三月に公表された帝国データバンクの中小企業実態調査によれば約半数です。直近決算期において債務超過でないこと又は直近二期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないことという要件を満たすのは厳しいと、こうした声も上がっているんですね。これでは小さい事業者の多くが経営者保証を外すことができないということになります。

そこで、長官に伺うんですけども、中小企業庁は、どれだけの実態調査が全ての要件を満たすのか、それを把握しているでしょうか。

○政府参考人(角野然生君) お答えいたします。

中小企業庁の四割が利用しております信用保証制度では、依然として七割が経営者保証を徴求している、こういう現状を変えるために、〇・二五％の保証料を上乗せし、経営規律等に関する一定の要件を満たした経営者からは保証を徴求できないようにする制度を整備すべく、今回、改正法案を国会に提出させていただいたところでございます。

その一定の要件としては、今委員御指摘のとおりでございますが、法人から代表者への貸付けがないこと、そして財務書類を定期的に金融機関に

提出していること、そして直近決算期において債務超過ではないこと又は直近二期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないことのいずれかを満たしていることといった項目を省令において定めることを想定してございます。

その上で、個別の要件で見ますと、法人から代表者への貸付けなどがないという要件につきましては、今御指摘のとおり、約半数の事業者が会社から経営者に対しての貸付け等はないという回答がアンケート調査でございまして。

もう一つの要件、財務状況に関する要件でございまして、こちらは、全国の信用保証協会や多くの民間金融機関から取引先のデータを提供されている一般社団法人ＣＲＤ協会のデータによれば、約九割の事業者が要件を満たしているということ

でございまして、それなりの規模の中小企業、全てこれは把握、どの要件が全てはまっているかというの把握はしてございせんが、今申し上げたことを照らし合わせれば、それなりの規模の中小企業がターゲットとなっているのではないかなというふうに考えております。

○岩渕友君 全ての要件を満たすという事業者がどれだけかというの把握していないということでしたよね。

二〇二〇年度の経営者保証に関するガイドライン、周知・普及事業の事業報告書によれば、経営者保証の解除を希望する方は八割に上っていると。こうした下でやっぱり実態把握することが必要だということです。

大臣に伺うんですが、この要件が厳しいので多くの事業者が対象とならないんじゃないかという声も上がっているんですね。要件が実態と合っていないんじゃないかと思うんです。更なる要件緩和を行うべきではないでしょうか。

○国務大臣(西村康稔君) 今長官から答弁をさせていただきましたが、一定の私も調査などに基づいて検討を重ねて、今このような形で提案をさせていただいております。

基本的には幅広い中小企業の皆さんに活用いた

だけるものというふうに思っておりますけれども、実際に実態がどういうふうになっていくのかも踏まえて、いろんな形でいろんな場面場面で活用していただけるように、できるだけ幅広く使っていただけるようにしたいと思っておりますので、そういう意味で、状況も見ながら、また不断のそうした見直しは行っていきたいというふうに考えております。

○岩渕友君 中小企業団体からの要望を受けてせっかく実現するということなので、多くの事業者が対象にならないというのはお互いにとっても本意じゃないというふうに思うんですね。なので、実態に即して柔軟な運用を行うべきだということをお求めおきたいと思っております。

次に、商工中金についてお聞きをします。

商工中金は、預金、決済、貸付けのフルバンクの機能を持つ唯一の政府系金融機関です。資本金のうち約四六％を占める一千六億円を政府が出資をしています。法案では、政府が保有する株式を二年以内のできるだけ速やかに完全に売却するとしています。

資料の三を御覧いただきましたんですけども、この株式の処分については、二〇〇六年五月に成立した行政改革推進法では、おおむね五年から七年後を目途とするとしていました。その後、リーマン・ショックを受けて、二〇〇九年の商工中金法改定で、完全民営化の時期を二〇一二年四月から五年から七年後として、さらに、東日本大震災の対応のために、二〇一一年の法改定で、二〇一五年四月から五から七年後として、二〇一五年の改定ではできる限り早期にとしています。

新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会では、第四回で、平時に実施すべきの考え方もあると。そして、第五回では、今実行すべきとの意見があるとするその一方で、金融団体からはタイミングについては慎重な判断が必要、こうした意見が出されたというふうにあるんですね。ところが、第六回では、制度改正から二年以内という期限が急に示されてくるんですよ。

本法案で、政府が持つ株式を全て売却する期限をこの二年以内とした根拠は何なのかと。どこで議論をされたのでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(角野然生君) お答えいたします。

今回の改革でございまして、不正事案発覚後の二〇一七年から五年以上掛けて経営改革を進める中でも政府内で議論し、全国中小企業団体中央会などの中小企業側からの要望も踏まえて改革案を形にしたものでございます。民間ゼロゼロ融資の返済が本格化し、今後、中小企業の事業再生支援のニーズが高まると見込まれる今だからこそ、商工中金の事業再生支援などの機能強化を図る改革が必要だと、そういうことでございまして。

政府保有株式の全部処分を今行うべきだということですが、先ほど答弁で申し上げたとおりでございまして、具体的にその二年以内、どこでという御質問について少し具体的に申し上げますと、この二年以内という年数でございまして、商工中金改革を議論した検討会の第四回会合、これ一月十三日において、多くの委員がタイミングは今だと、こういう発言がある中、関根社長からも、環境が激しく変化している今だからこそ変革を急ぐべきだと考えている、先送りすることは衰退につながり、決して中小企業のためにならない、こういった発言がございました。

続いて、第五回検討会、これ一月二十四日でございますが、そういった中で、政府保有株式の全部売却を含む改革を今実行すべきとの考えが委員の共通認識になったところでございまして。

こういった中で、政府保有株式の売却方法の決定や手続などに一定期間が必要となるため、日本アルコール産業株式会社などの過去の非上場株式の売却に要した期間、こういったことも参考にしながら、第六回の検討会におきまして、事務局より二年以内という期限を提示し、委員の方々から特段の御意見なく御賛同いただき、設定したものでございます。

○岩渕友君 事務局からの提案ということなんで

すけれども、これ事務局の中ではどんな議論したのかということだと思っんですよ。そもそもは五年から七年と言っていて、今と言っていたのが二週間後には二年以内となるわけなので、ちょっとその議論の過程がよく分からないんですよ。

なので、こうした、何で二年以内としたのか、その経過を明らかにする、事務局で議論されたというのであれば、そのときのメモなど分かるものを委員会に提出していただきたいと思っんです。

○委員長(吉川沙織君) ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議いたします。

○岩渕友君 この二年以内に千十六億円もの株が売却できるのかということですね。

法案では、新たに全国中小企業団体中央会や日本商工会議所や全国商工会連合会などに株主資格を広げるというふうになっているんですけれども、これらの団体が株式を買うということなのでしょ

うか。

○政府参考人(角野然生君) お答えいたします。全国中小企業団体中央会から中央会に株主資格を付与してほしいとの要望を受けていることを踏まえて、改正法案が成立いたしましたら、中小企業のための金融機関という根幹を変えない範囲において株主構成の多様化を図る観点から、政府保有株式を処分するまでの間に株主資格の対象を広げる政令改正を行うことを検討してござい

ます。その対象としては、中小企業団体中央会、商工会議所、日本商工会議所、商工会、商工会連合会といった中小企業を支援する機関を想定しておりまして、こうした団体自身に株主資格を付与することを検討してございます。

○岩渕友君 ちょっと答え、あつ、そうか、買う、買えるということなんですかね。

○政府参考人(角野然生君) 購入を促していきたいというふうには思っております。

○岩渕友君 これらの中小企業団体が、じゃ、その株主を引き受けるということがもう約束されているということなんですか。

○政府参考人(角野然生君) お答えいたします。

約束しているというか、約束されているということでは決してございせん。これは検討会でもございまして、中央会などから購入したいという、こういう意欲が表明された、そういうことでござい

ます。○岩渕友君 全国中央会の当期純利益は約四千万円なんです。日商や全国連の財務諸表を見ても、余力は数億円程度にすぎないですよ。意欲があると、意欲があつても意思があつても、二年で一十六億円というのは非常に大きいわけですよ。中小企業団体に期限ありきで多額の株式を押し付けることになりかねないんじゃないかというふう

に懸念持っています。この株主資格をめぐる、先ほど紹介をした検討会では、株主資格制限を撤廃して投資ファンドなどに株式が渡ると中小企業へ融資スタンスが厳しくなる可能性があるため、株主資格の制限の維持をお願いするといった意見が述べられていま

す。これ、投資ファンドや外資の企業に株式を売らないということが法案で保障をされているのでしょ

うか。○国務大臣(西村康稔君) 商工中金は、一九三六年の設立以来、中小企業組合等に対する金融の円滑化を目的として、その株主資格を取引先でもある中小企業組合及びその構成員等に限定をしております。言わば中小企業による中小企業のための金融機関ということであり

ます。引き続き、危機対応を含め、中小企業の資金繰り円滑化を目的に経営されるということを担保するために、現在の商工中金の性質を堅持していくことが必要だと考えております。

今回の改正法案におきましても、引き続き、この商工中金の議決権株式の株主資格を中小企業組合及びその構成員等に限定をしております。この改正法案が成立した際には、先ほどもありますように、中小企業団体中央会などの中小企業を支援する機関も株主資格の対象とすることを、政令改正を行うことを検討しておりますけれども、一方

で、投資ファンドや外国の法令に準拠して設立された法人に対して直接商工中金の株主資格を新たに付与することは考えておりません。したがって、政府保有株式の引受先は中小企業組合とその構成員や中小企業支援機関等に限定されることになると考えております。

その上で、一部の、その上で、商工中金法は、五%以上の商工中金の議決権株式を取得しようとする場合には主務大臣による認可を必要としておりますので、その際、株式取得者の業務内容や、その者の、議決権を五%超保有する者の国籍などを記載した書類等の提出を求めているところであり

ます。いずれにしても、一部の者が商工中金の経営権を握つたり本来果たすべき役割が果たせなくなる

ことのないよう、政府としてしっかり監督していきたいと考えております。

○岩渕友君 もう終わりますけれども、二年以内に株式売却できないということになれば、投資

ファンドなどもその株主の対象になったり株主資格が広がる可能性があるんじゃないかと、低い株価で売却をされて国庫収入にも大きな穴を空けることになるんじゃないかと、国有財産を毀損することになるんじゃないかという懸念もあります。

商工中金が持っている中小企業向けの金融機能が損なわれないようにするということが非常に重要だと思っんです。商工中金の完全民営化、これは撤回をして、真に中小企業のための政策金融機関として位置付け直すべきだということを述べて、質問を終わります。

○平山佐知子君 平山佐知子です。よろしくお願

いいたします。私、最初に疑問に思つたのが、先ほどからもタイミングの話出ていますけれども、なぜこの今のタイミングで法改正なのかということを疑問に思つたんです。

午前中からの議論も様々聞かせてもらつていますが、今では中小企業のゼロゼロ融資の本格回収が始まるタイミングでもあつて、だからこそ今このタイミングなんだというお話、御説明を伺いましたけれども、私は逆に、この本格回収が始まるタイミングであつて、これで逆に思つたのは、今後、完全民営化、民営化が進むことでこの回収、その回収も早まる可能性もやはり考えられてしまふんじゃないかという心配があるんじゃないかというところなんです。そうなりますと、本

当にこの商工中金が中小企業が頼れる存在となり得るのかどうかという心配を抱く企業さんも出てくると思っんです。

今、こうしてこのタイミングで、中途半端という

うか、法改正を行うよりも、コロナ後、もうしっかり落ち着いて、そのタイミングを見極めた上で完全民営化を進めるという方向性にした方がいいのではないかと、分かりやすいのではないかと、いうふう

に考えるんですが、この点、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(西村康稔君) まず、大きな方向性として民営化を目指していくというのは、もう過去から決まってきたことであります。そして、不祥事、不正事案があり、改革に取り組まれてきたという中で、どのタイミングでいつ民営化、政府の株式を売却するか、これはもうずっと議論してきました。私も正直かなり悩み、考え、いろんな方々、我々のスタッフを始め議論してきました。そう

でもありました。まさに全国ネットワークがあつて、再生を取り組んできたそのノウハウを是非生かしてもらおうということで今回踏み切ることにしたわけですが、その際に、その重要な再生支援のツールであります出資機能について、一般の銀行に比べて制約があるということでありまして、この点について一般銀行並みにするというのをまずは是非やりながら、再生支援、中小企業の支援をやつてもらいたいと。

ただ、政府が株式を持ったままこれをやると、民間の金融機関からは、何だと、どんどんどんどん我々のところを民業圧迫するじゃないかということがあるのですから、民間金融機関の側からは、早く政府株式をこれはもう売却をしてもらつてイコールフィッティングでやつてほしいという、こういう声ももう常々これもあつたわけでありまして。

そうした中で、今回こういう改革案を提出をさせていただきまして、政府株式を売却すること、これまで甘えのあつた商工中金の職員の方々、まあもちろん改革は進んできているんですが、もう一段、民間の金融機関、一員として、そしてこれまでやってきたことを是非実践をしてもらいたい、そんな思いで今回このような形にさせていただきました。

なお、もう先ほど来申し上げておりますとおり、危機対応業務の責務とか株式の資格制限とか危機対応準備金制度は維持をしますので、こういった点については中小企業の不安のないように対応していきたい、こういうふうに考えております。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

中小企業の望みでもあつたという、これまでの危機対応のノウハウを生かしてというお言葉もありました。やはり、長い目で見て、この法改正が、この根拠として我が国の中小企業金融、この発展、健全な発展に資する法改正にすべきだと私も考えているところです。

ただ一方で、中小企業という話もありました

し、民間金融機関という言葉もありましたけれども、やっぱり、うがった見方をすればですけども、このタイミングにこだわる理由は商工中金の経営の自由度を先行して高めたいという意向ではないかということも、民業圧迫という言葉もありました、そういうふうに思われてしまう、考えられてしまうということも一部あると思つていま

中途半端なというふうに先ほど申し上げましたけれども、ずっと議論になっていますが、今回行われようとしているこの法改正ですが、政府保有株式の全部を売却した後も主務大臣による一般監督権限は維持をされて、また特別準備金それから危機対応準備金は残るといった議論すべき課題は先送りをした形で進むんじゃないかというふうに考えられるからです。

これ、なぜ政府保有株式の売却のみを先行させるのか、その意図を、また理由を改めて教えてください。

○政府参考人(小林浩史君) お答え申し上げます。

なぜ今このタイミングでということについては今大臣から御答弁いただきましたことですが、これも、あくまで、やはりこの中小企業のためにこのタイミングで何がいいことになるのかという観点

を貫徹していきたいということでございます。すなわち、それは再生ということに関して、この商工中金の機能を、まさにこのコロナ禍から立ち直つていく事業者が多い中でこれを活用していきたいという思いがございます。そして、中小企業、特に中小企業団体中央会、こういったところ

から、まさに中小企業による中小企業のための金融機関を実現したい、そのために政府保有株式を全部売却してほしい、こういう要望もあつたと、これを重く受け止めているところでございます。

その上で、危機対応準備金や特別準備金というのは、その上でまさにその商工中金の改革後の姿をうまく生かしてやるためには、そういった制度的な、財政的な備えというのなれば、これは

中小企業の支援もできないということです、ここも外せないところであろうと。さらに、一般監督権限ということにつきましても、商工中金はビジネスモデルを民間の金融機関とは差別化してやつていくということで今改革を進め、定常状態になつてきておりますが、もしものときはこれは政府としてもしっかりと監督をすべくこれ検証していくんだということでありまして、全て、これ中小企業のためにどうしたらいいのかということ

を一つ一つ考えてこういう形で法改正案を御提案させていただいてるところでございます。

○平山佐知子君 この法改正をきっかけに、やっぱり政府系金融どうあるべきかということも併せて明確にしていく必要があるのかなということも考えました。

岸田政権が提言されている新しい資本主義における官も民もという哲学、これをどう捉えるのかというところ、改めて、官から民へ、これにふさわしい分野であったり、それから一方で、官も民もこれにふさわしい分野の見極めをするときにもなっているのではないかとすることも考えます。この官も民も、これが適切だとしても、政府系金融として、先ほどからあるように日本政策金融公庫もありますので、それでも十分ではないかという意見もあります。

要は、官の焼け太りの繰り返しは避けなければならぬということを考えますけれども、この点についての見解を教えてください。

○国務大臣(西村康稔君) 御指摘の日本政策金融公庫でありますけれども、まさに民間の金融機関の補完のための政府一〇〇％出資の金融機関であります。中小企業部門でいえば、法律上、長期資金、貸付期間一年超のみ提供しておりますし、出資機能も、いわゆるデット・エクイティ・スワップと言われる、株式に転換する、こうしたものに限定をされているところであります。

一方で、商工中金は、一九三六年に中小企業組合と政府の共同出資により設立された組合の金融機関でありまして、短期融資も行いますし、また

中小企業の緊急的な運転資金にも対応できるということですし、民間金融機関と比べると限定的ですけども、先ほど申し上げた出資機能も持つております。こうした特徴で政策金融公庫とはかなり差がございます。加えて、リーマン・ショック、コロナ発生などの危機時においても迅速に危機対応業務を実施をしてきておりまして、コロナ禍におきましては約三万八千件、そして三兆円近い危機対応融資を実施してきております。まさに中小企業の資金繰りを支援してきたものであります。

このため、この改正法案においても、全国規模の危機時には日本公庫だけでは十分に支援が行き届かないと、まさにコロナのときに政策公庫にまさに殺到して、一日二万件以上殺到し、とても迅速に対応できなかったということも大きな教訓として私も今でもよく覚えております。更に言えば、現時点で民間金融機関が危機対応業務を行う指定金融機関に参入していないという中でありますので、商工中金が是非その全国ネットワークを活用した迅速な資金供給、これを生かしてもらいたいというふうに思つております。また、リーマン・ショックのような金融収縮時にはセーフティネット保証などの信用保証制度を活用した支援のみでは中小企業の資金需要をカバーできない可能性もありますので、商工中金が危機対応業務を引き続き実施をする責務を課しているところでもあります。

以上、日本公庫だけではなかなかカバーし切れない中小企業の資金繰り支援を商工中金にはしっかりと担つて、引き続き担つていただきたいというふうに考えているところであります。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

午前中の関根社長のお言葉にもありましたけれども、地域の企業に寄り添う姿勢、それからしっかりとやってきたんだという、反省を生かしながらやってきたという言葉、力強い言葉もありました。

やっぱりそのように危機対応の経験を生かして

是非やっていただきたいと思う一方で、地域の方などから声を聞いたところ、不正発覚前ですけれども、中小企業からは上から目線という批判があったり、地域金融機関からは、不正発覚前ですが、民業圧迫の批判が多数だったという声も実際あったと聞いています。もちろん、先ほどのように批判はその後、後退をして、コロナ対応、危機対応、存在感を示したということですけれども、やはりコロナ危機が後退して喉元過ぎればまた元に戻るのではないかという声が実際あるのもこれは事実だと思います。関根さんがいらつしやる間はいいんですけれども、またその、中には、関根さんが、体制が終わった後、その後、新たなビジネスモデルしっかりと維持できるのかどうかという懸念がある、これもやはり事実だと思います。

そうした地域の声とか懸念に対して、本当の意味で元には戻らないんだという、この確信でできるガバナンス体制、構築されているのかどうか、その点改めて、午前中もありましたけれども、関根社長からお答えを、確信できる答えを聞かせていただきたいと思います。

○参考人(関根正裕君) お答えします。

まず、六年前の不正事案の根本原因は、上意下達の組織風土の中で不適切な運用を防止するための内部統制及びガバナンスが欠如したことが要因であったというふうに認識しております。

このため、上意下達型の組織を変革すべく、例えば三百六十度評価により上位者層のマネジメントを客観的に見える化し、変革を促しつつ、一方で上意下達を生み出すいわゆるノルマ主義を廃止をしました。また、私自身としても、社内ブログで発信したり、若手職員と直接意見交換会を開催するなどして組織風土改革、職員の意識改革に取り組み、それをベースに内部統制、ガバナンス強化を実施してまいりました。

ビジネスモデル等の継続については、先ほどもお答えしましたように、昨年、企業の未来を支えていく、日本を変化に強くするをテーマとする企業理念を制定いたしました。私の就退任にかか

わらず、企業理念は全職員にとつての目指すべき北極星であり、判断に迷ったときの羅針盤であり、この精神に基づいて全職員が業務に当たれば、中小企業に寄り添うスタンスは変わらないと考えております。さらに、このテーマを商工中金の根本規範である定款に規定するなどして、DNAとして将来にわたるにわたる組織における共通の価値観として根付かせることを徹底してまいります。加えて、今後、株主とも御相談になりますが、監査等委員会設置会社への移行も検討しており、継続的にガバナンス及び内部統制を強化し続けてまいります所存です。

○平山佐知子君 ありがとうございます。将来にわたってしっかりとやっていくというお言葉をいただきました。また、引き続き、その強化、ガバナンス強化、不断の取組、またお願いを改めて申し上げます。

また、この法改正で商工中金の民営的な側面が強まる、中小企業それから小規模事業者が心配をしているのは、これまでしっかりと危機対応やつてくださっていたのに、民営側面が強まってしまつて逆に中小企業支援を阻害することにならないかということをお心配されている方々もいらつしやいます。つまり、商工中金から見ても余り利するところがないというふうに判断された場合に切り捨てられてしまうおそれはないかという心配もあるという事です。

再生企業、スタートアップ企業の出資機能については、民間金融機関と比較しても制約があったり、先ほどもありましたように、日本政策金融公庫もあると、貸出しに特化していると、これまでもしっかりやってくださったという対応がある。その本当の意味で困っている中小企業に寄り添った支援を今後行っていくのか、ほかの政府系、民間系含めてどう差別化を付けていくのか、改めてお答えください。

○政府参考人(小林浩史君) お答え申し上げます。少し重複するところもあるかもしれませんが、今御質問がございましたその寄り添った支援という観点で御答弁させていただこうと思っております。

日本政策金融公庫は、大臣からも答弁ございましたが、民間金融機関の補完のための金融機関でありまして、中小企業部門では、短期資金を扱わず長期資金のみの提供、出資機能もデット・エクイティー・スワップに限定されているところがございます。

他方で、商工中金は、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化を目的とした組織でありまして、短期資金も取り扱うことで当座貸越による緊急的な資金需要にも対応できますし、預金も含め民間金融機関の主要な業務を実施可能でございます。また、今回の改革で業務範囲等が拡大すれば、銀行並びの出資機能も有することになりますので、商工中金に地域中核企業のコロナ禍からの立ち直り支援、こういったものの牽引役を担わせることも可能となるものでございます。

また、金融機関が地域密着型支援に強みを有している中で、商工中金は地域ごとの支店数や職員数は決して多くはない、今日もこういうお話たくさんございました。全国ネットワークをしかれども有し、全国の再生案件に関与することで蓄積した事業再生支援の優れた人材とノウハウを持つという強みを持っております。

このように、日本公庫や民間金融機関と比較して差別化できる分野を中心に、貸出残高に占める中小企業向けの比率が九割を超える商工中金が引き続き粘り強く中小企業を支援できるよう、今回の法律案においては、再生支援、スタートアップ支援等のリスクの高いビジネスの実施を担保するため、特別準備金や危機対応準備金の制度は存置、商工中金法は維持する、こういった制度としてございます。

今後とも、商工中金の事業の状況を随時検証いたしますし、政府としても、必要に応じて改善を

促すことで、商工中金が、中小企業による中小企業のための金融機関、こういったビジネスモデルを確立できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

○平山佐知子君 衆議院の議論によりまして、地域の民間金融機関の声が商工中金の経営陣や政府に届くような仕組みの構築も検討していきたいということをおっしゃっていましたけれども、この声が届く仕組みの構築というのは具体的にどのようなものなのか、教えてください。

○政府参考人(角野然生君) お答えいたします。商工中金は、先ほど来でございますように、民間金融機関と業務協力の文書の締結など、連携、協業に取り組んでおります。そしてまた、今回の改正法案では、金融団体からの要望も踏まえまして、連携、協業規定を新設するということになっております。

そして、政府の検討会におきまして、民間金融機関の声を反映する仕組みが必要という金融団体からの要望も踏まえまして、御指摘いただきましたような地域の民間金融機関の声が商工中金の経営陣や主務省庁に届くような仕組みを構築することとしております。具体的な仕組みにつきましましては、商工中金と民間金融機関の関係性は地域ごとに異なる面もございますことから、実効的な仕組みを構築するため、本法案が成立いたしましたら、その後に商工中金や金融団体と丁寧な議論をした上で固めていきたいというふうに考えてございます。

○平山佐知子君 最後に、商工中金法の廃止についても伺いたいですけれども、この新たなビジネスモデルが確立できたと言える、その状況を勘案しながら判断すべきということなんですけれども、いかにも漠然としていて、いつそれが確立できたと言えるのかどうか、結局はするずとその判断が先送りになるのではないかとという心配も実際にあります。

どういう状況ならこの完全民営化の判断に至るのか、その目標値、それから、その検討はどこで

どういうふうに行って判断するのも教えてください。

○国務大臣(西村康稔君) 将来の完全民営化についての御質問でございます。

幾つか判断する材料があると思います。

一つは、商工中金に、今回、危機対応業務の責務を課しているわけですが、これを課さなくとも中小企業の資金繰りが危機時に大丈夫かと。民間金融機関の参入とか、指定機関への参入とか、そういったことを含めて判断していかなければならないと思っています。それから、特別準備金がありますので、これが全額国庫納付されているかどうか。さらには、これが一番大事だと思うんですけれども、まさに中小企業のための金融機関としての商工中金のビジネスモデルがしっかりと確立しているかと。全国ネットワークがあって再生のノウハウもあるわけですが、しかし支店の営業する人はそんなにたくさんいるわけじゃありませんので、ほかの金融機関と連携しながらこういうビジネスモデルを確立しているかと、この点が最も重要じゃないかと思いますが、こうしたことを勘案して判断をしていきたいと思いますが、現時点でその検討の場について具体的に何か決めているわけではありませんけれども、商工中金の事業の状況を随時検証し、必要に応じて改善を促していきたいと思えますし、将来の完全な民営化を視野に、このビジネスモデルを確立できる

よう、我々としてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

○委員長(吉川沙織君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○岩渕友君 私は、日本共産党を代表し、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について反対討論を行います。

コロナ禍において、信用保証制度と政府系金融機関は、中小・小規模事業者の資金繰りを支えるセーフティネットの役割を果たしてきました。本法案で、経営者保証に依存しない融資慣行の確立など、経営者保証改革を行うとしています。中小企業団体、我が党も長年求めてきた経営者保証解除に向けての前進であり、評価できます。

しかし、審議を通じて、解除要件を満たす事業者がどれほどいるのか、中企庁が把握していないことが明らかになりました。また、この要件は事業者にとって高いハードルであり、この問題は改善すべきです。

反対理由の第一は、政府が保有する商工中金の株式を二年以内のできるだけ速やかに売却すること、商工中金の政府系金融機関としての役割を放棄し、国有財産を毀損しかねず、国の責任を投げ捨てるものだからです。

商工中金は、預金、決済、貸付けのフルバンク機能を持つ唯一の政府系金融機関です。その重要性を踏まえ、民間による危機対応業務が十分に確保されるまでの当分の間、政府が株式を保有すると答弁してきました。しかし、今もなお民間金融機関から手は挙がっていません。それにもかかわらず、期限ありきで売却することは答弁をほに

するものです。

また、これまで政府は、完全民営化の時期について、五年から七年を目途と繰り返してきました。二年以内という期限については、在り方検討会で突如事務局から提示され、まともな議論も行われておらず、その検討経過は明らかに

なっていません。

本法案により強引に完全民営化を進めることは中小企業への金融支援機能を後退させるものであり、認められません。

反対理由の第二は、一定の場合に商工中金による危機関連保証の利用を認めないことが中小企業の資金繰りの手段を奪うことになるからです。

二〇一七年創設の危機関連保証は、コロナ禍で初めて適用され、危機対応業務とともに資金繰り

の手段となりました。制度の重複を理由に危機関連保証の利用を認めないことは、中小企業の資金繰りを下支えするという商工中金の本来の役割を制限することになります。

商工中金の完全民営化方針は撤回し、真に中小企業のための政策金融機関として位置付けし直すべきであることを指摘し、討論とします。

○委員長(吉川沙織君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川沙織君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川沙織君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願(第一五〇七号)(第二五〇八号)

一、岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願(第一五八七号)

一、最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願(第一六四七号)(第一六四八号)

(第一六四九号)(第一六五〇号)(第一六五一号)(第一六五二号)(第一六五三号)(第一六五四号)(第一六五五号)(第一六五六号)(第一六

五七号)(第一七〇四号)(第一七〇五号)
一、岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願(第一七〇六号)(第一七〇七号)(第一七〇八号)(第一七〇九号)(第一七一〇号)(第一七一一号)(第一七一二号)(第一七一三号)(第一七一四号)(第一七一五号)(第一七一六号)(第一七一七号)

一、最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願(第一七七四号)(第一七七五号)

一、岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願(第一七七六号)(第一七七七号)(第一七八一八号)(第一七八二九号)(第一七八三〇号)(第一七八三一号)(第一七八三二号)(第一七八三三号)(第一七八三四号)(第一七八三五号)(第一七八三六号)

第一五〇七号 令和五年五月二十六日受理
最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願

請願者 東京都東久留米市 高木住江 外
七百三十四名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第一五〇八号 令和五年五月二十六日受理
最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願

請願者 東京都日野市 伊丹勉 外七百九十三名

紹介議員 天邑 大輔君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第一五八七号 令和五年五月二十九日受理
岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願

請願者 東京都港区 山本真弓 外二百八十四名

紹介議員 岩渕 友君

これまで政府は、東京電力福島第一原発事故を受け、原発依存度を低減する、新增設は考えていないと表明していた。ところが岸田政権は、脱炭素社会の要求の高まりやロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギー危機を口実に、原発の積極的利用推進にかじを切った。二〇二三年二月に政府は、GX（グリーン）トランスフォーメーション）実行会議が取りまとめた原発再稼働の加速、新增設、老朽原発の運転期間の事実上の延長（原則四十年・最長六十年の運転期間の規制緩和）、新型原子炉の開発促進などを盛り込んだ基本方針を閣議決定した。しかし、これらの原発推進・開発政策は、電力の安定供給の役に立たず、世界有数の地震・津波国での事故の危険性や廃炉、廃棄物処理などに対して何ら解決策を持っていない。福島第一原発の過酷事故の教訓を投げ捨て、新たな安全神話をつくりだす原発の再稼働・新增設、運転期間の延長を認めるわけにはいかない。政府に対して原発推進政策の撤回、世界で飛躍的に増えている再生可能エネルギーと省エネの推進、気候危機打開に貢献できる政策を実施することを求める。 については、次の事項について実現を図られた 一、原発運転期間の現行ルールを変更しないこと。 二、原発の新增設及び建て替え（リプレース）を中止すること。 三、新型原子炉の開発ではなく福島第一原発を含む原発の廃炉研究を進めること。 四、稼働中の原発を即時停止し、原発の再稼働を中止すること。	紹介議員 井上 哲土君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六四八号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県豊橋市 夏目朋子 外二千六百四名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六四九号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 名古屋市中村区 山田吉輝 外二千六百四名 紹介議員 岩淵 友君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五〇号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県あま市 児玉一 外二千六百四名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五一号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県津島市 山田隆 外二千六百四名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。	第一六五二号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 名古屋市中村区 今井宏 外二千六百七十七名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五三号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県蒲郡市 林久永 外二千六百四名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五四号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県蒲郡市 朝倉千春 外二千六百四名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五五号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県豊橋市 辻村勇 外二千六百四名 紹介議員 仁比 聡平君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五六号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願	請願者 愛知県豊橋市 榎原つや子 外二千六百四名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五七号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県岡崎市 夏目陽子 外二千六百四名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一七〇四号 令和五年五月三十一日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 山形市 伊藤洋子 外五百八十五名 紹介議員 舟山 康江君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一七〇五号 令和五年五月三十一日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 東京都北区 前田茂男 外四百三十九名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一七〇六号 令和五年五月三十一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 長野県諏訪郡下諏訪町 北原一子 外百十七名 紹介議員 石垣のりこ君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。
これまで政府は、東京電力福島第一原発事故を受け、原発依存度を低減する、新增設は考えていないと表明していた。ところが岸田政権は、脱炭素社会の要求の高まりやロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギー危機を口実に、原発の積極的利用推進にかじを切った。二〇二三年二月に政府は、GX（グリーン）トランスフォーメーション）実行会議が取りまとめた原発再稼働の加速、新增設、老朽原発の運転期間の事実上の延長（原則四十年・最長六十年の運転期間の規制緩和）、新型原子炉の開発促進などを盛り込んだ基本方針を閣議決定した。しかし、これらの原発推進・開発政策は、電力の安定供給の役に立たず、世界有数の地震・津波国での事故の危険性や廃炉、廃棄物処理などに対して何ら解決策を持っていない。福島第一原発の過酷事故の教訓を投げ捨て、新たな安全神話をつくりだす原発の再稼働・新增設、運転期間の延長を認めるわけにはいかない。政府に対して原発推進政策の撤回、世界で飛躍的に増えている再生可能エネルギーと省エネの推進、気候危機打開に貢献できる政策を実施することを求める。 については、次の事項について実現を図られた 一、原発運転期間の現行ルールを変更しないこと。 二、原発の新增設及び建て替え（リプレース）を中止すること。 三、新型原子炉の開発ではなく福島第一原発を含む原発の廃炉研究を進めること。 四、稼働中の原発を即時停止し、原発の再稼働を中止すること。	紹介議員 井上 哲土君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六四八号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県豊橋市 夏目朋子 外二千六百四名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六四九号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 名古屋市中村区 山田吉輝 外二千六百四名 紹介議員 岩淵 友君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五〇号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県あま市 児玉一 外二千六百四名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五一号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県津島市 山田隆 外二千六百四名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。	第一六五二号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 名古屋市中村区 今井宏 外二千六百七十七名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五三号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県蒲郡市 林久永 外二千六百四名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五四号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県蒲郡市 朝倉千春 外二千六百四名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五五号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県豊橋市 辻村勇 外二千六百四名 紹介議員 仁比 聡平君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五六号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願	請願者 愛知県豊橋市 榎原つや子 外二千六百四名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一六五七号 令和五年五月三十日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 愛知県岡崎市 夏目陽子 外二千六百四名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一七〇四号 令和五年五月三十一日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 山形市 伊藤洋子 外五百八十五名 紹介議員 舟山 康江君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一七〇五号 令和五年五月三十一日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 東京都北区 前田茂男 外四百三十九名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。 第一七〇六号 令和五年五月三十一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 長野県諏訪郡下諏訪町 北原一子 外百十七名 紹介議員 石垣のりこ君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。

第二七〇七号 令和五年五月三十一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 山形県鶴岡市 薄衣千里 外六十 九名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	第二七七四号 令和五年六月一日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 さいたま市 渡辺典子 外六百二十五名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。	第二七七九号 令和五年六月一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 北海道釧路市 手塚絹子 外二十九名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。
第二七〇八号 令和五年五月三十一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 山形県鶴岡市 金丸真紀子 外六十九名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	第一七一三三号 令和五年五月三十一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 山形県鶴岡市 五十嵐花 外六十九名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	第二七七五号 令和五年六月一日受理 最低賃金引上げ実施のための中小企業・小規模事業所への特別補助、下請中小企業支援に関する請願 請願者 京都府京丹後市 井上義昭 外七百二十六名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。	第一七八〇号 令和五年六月一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 山形県東田川郡三川町 阿部一心 外二千二十九名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。
第二七〇九号 令和五年五月三十一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 山形県鶴岡市 石塚篤子 外七十三名 紹介議員 岩渕 友君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	第一七一五五号 令和五年五月三十一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 山形県鶴岡市 田中由美 外六十九名 紹介議員 仁比 聡平君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	第二七七六号 令和五年六月一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 札幌市 千葉いずみ 外二千二十九名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	第一七八二二号 令和五年六月一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 北海道釧路市 大場美保 外二十九名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。
第二七一〇号 令和五年五月三十一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 山形県飽海郡遊佐町 石垣吉昭 外六十九名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	第一七一六六号 令和五年五月三十一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 山形県酒田市 佐藤柊 外六十九名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	第二七七七号 令和五年六月一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 埼玉県越谷市 林たみ子 外二百九十二名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	第一七八三三号 令和五年六月一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 北海道釧路市 奥山真衣 外二十九名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。
第二七一〇号 令和五年五月三十一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 山形県飽海郡遊佐町 石垣吉昭 外六十九名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	第一七一七号 令和五年五月三十一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 山形県酒田市 斎藤もえ 外六十九名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	第二七八八号 令和五年六月一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 北海道釧路市 石川晶 外二千三十五名 紹介議員 岩渕 友君 この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。	第一七八四四号 令和五年六月一日受理 岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願 請願者 北海道釧路市 奥山健太 外二十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。

第一七八五号 令和五年六月一日受理

岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願

請願者 東京都北区 佐藤淳子 外二千二

十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。

第一七八六号 令和五年六月一日受理

岸田政権の原発推進政策の撤回に関する請願

請願者 東京都荒川区 奈良カナエ 外二

千二十九名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。